

明治期における講社の実態

日蓮宗の場合

長谷部 八朗

一、はじめに

我が国の近代、ことにその黎明期たる明治を舞台とした仏教の史的研究は、従来、開明的な欧化主義とナショナルリズムの間を揺れ動く時代思潮に対して当の仏教が如何に向き合ってきたのかというその様態を、遷俗者も含めた既成仏教教団内外のいわばエリート仏教者を中心に探る方向において、種々の成果をみた。

しかるに一方、当時の民衆社会に視座を据え、そこに息づく仏教信仰の実態を究明する嘗みは、未だなお道遠しとの感を拭い難い。このことを如実に物語っているのが、仏教系「講社」をめぐる研究状況であるといえよう。在家信者と寺院ひいては教団とを繋ぐ上で抜きがたい役割を担ってきたこの種の集団の明治期、さらには近現代にわたる展開は、杳として不明なまま今日に及んだ印象を否めない。なかには本門仏立講のごとく、これまで掘り下げた論考が重ねられてきた例もあるが、右の視点に立った仏教系講社群の研究は概して、

等閑状態に付されていると言つてもあながち過言ではなからう。

このような事情を踏まえて本稿では、明治期の仏教系講社のうち日蓮系の実態へ少しく接近を試みたいと思う。なお、ここで日蓮系講社を取り上げる背景には、近世幕藩体制下の民衆社会において、神道・仏教・修験道などの系統を引いた諸講社が活発な活動を繰り広げ、わけても仏教系では「題目講」と称される日蓮系のそれが、浄土系の「念仏講」とともに既に際立つた存在だったという事実がある。そうした状況は、寛文および元禄年間に幕府から出された左記の禁令にもうかがえる。

一、題目講念仏講表店^マにて一切執行仕間敷候事(寛文二年九月)。

一、町中にて念仏講題目講出家並同行とも奇合仕間敷事(寛文五年一月)。

一、前々も相触候通、町中表店^マ而念仏講題目講と名付、鐘太鼓をたゞき念仏題目を唱、大勢人集致候儀停止候間、

自今以後も弥可^レ爲^二停止一事（元禄七年一〇月）。
念仏・法華両信者たちの盛んな講演活動に対し、幕府が強い警戒心を抱いていた様子が、右令から伝わってこよう。

かくて近世に叢生した講社が、では維新以降一体どのような道を辿ったのか。本稿で私が着目したいことの一つは、こうした伝統的講社の明治期における消長の諸位相である。またその一方で、時代の新局面に棹さす新たな講社の設立はみられたのか否か。みられたとするならば、それは如何なる内容のものであったのか。これが二つめの関心事である。むろん先述のごとく、これらの関心を差し向ける恰好の対象として、題目系のほかに念仏系の講社もあげられるわけであるが、今は前者に照準を合わせ、後者についてはいはずれまた別の機会に論じたいと考えている。それから、伝統的講社の明治期の実態をめぐっては、ここで全国を視野に入れて掘り下げた検討を施すだけの史資料を目下のところ見出しえていない。従って現段階では、この種の講社の最盛地とも言える東京に焦点を当てて論述することを予め断っておきたい。そこでまず考察に先立ち、本稿が依拠する主要な史資料、すなわち『妙法新誌』と『日蓮宗講中由来』に関して簡単な説明を付しておく。

『妙法新誌』（以下では『新誌』と記す）は、明治一三年四月二四日に浅草・雲錦社より創刊号が発行されて以来、同一八

年まで続いた布教誌であるが、同時に宗内諸達や諸行事等を揭示する『宗報』の役割をも担っていた⁶⁾。当初は月に一回、明治一五年一月より月三回発行された。しかし明治一八年一月に、同誌を合併する形で『日蓮宗教報』（以下『教報』）が創刊される。この『教報』は明治一二年一二月まで続き、同二年一月より『日宗新報』（以下『新報』）と改称され、その後、昭和二年三月に廃刊となるまで月三回の発行をみた。但、大正五年一二月には宗務院より『宗報』が出されるに及び、それまで果たしてきた宗報的役割はそちらに移されることとなった。

一方、『日蓮宗講中由来』（以下『由来』）は、大正元年一〇月発行の菱沼哲之介著『日蓮宗高僧伝』（江戸新報社）の巻末に付録として収められている。同書によれば、当時の東京には、およそ四〇〇の日蓮系講中が存在したといふ。そのうち、紙幅の都合もあって、茲には講中の重なるものを網羅せんことを期し⁷⁾た、とのこと。四〇〇という数字を割り出した根拠は不明だが、ひとまずそれに準ずれば取り上げた講社は全体の二割に満たないものの、明治末期の東京における主たる日蓮系講社を対象とした貴重な摘要集をなしている。日蓮系のみならず、総じて仏教系講社の当時の動向を知らしめる文献に恵まれない状況下、この書の提供する情報は得難いものといえるであろう。

二、明治期にみる日蓮系講社の概況

明治期の日蓮系講社の実態を俯瞰する上で有効な手がかりとして、まずは『新報』の二三〇(明治二年二月三日付)、二六五(同年七月八日付)、二六七(同年八月八日付)、二六八(同年八月三日付)の各号に掲載された講社リストに着目する。二三〇号は東京府内の「私立」の諸講社を掲げ、二六五号以下は「今ま全国中宗教院へ届済みとなりたる諸講社総計二百一五講」を三回にわたって載せたものである。この二六五号以下にあげられた講社を、同誌は「公称」講社と呼んでいる。なお前者の私立講社を掲載するに当たり、同誌は次のごとく記している。

東京府内に於て本宗諸講社の多きは皆人の注目する所なれど是まで其数何程あるやを知音なかりしが今回本社にて取調べ得たる総数は一百四十五講なり。尚此外にもある由なれど不取調べ得たる数だけを掲げて一覽に供せん。

『新報』はこのように、宗教院への届出の有無によって、講社を「公称」と「私立」の両タイプに分けて捉えていることがわかる。そうした上で同誌は、明治二年、つまり明治の半ば当時東京府内に存した私立講社のうち一四五社(同誌の確認しえた分)、および全国の公称講社二二五社(東京府内で

は一五社)についてその講社名を載せている。それらの具体名は表・に示したとおりである。このリストから気づいた点を、次に指摘していきたい。

(一)、私立講社の中には「結社」と称する例もみられるが、大部分は旧来の「講」もしくは「講中」を名乗っている。それに対して公称講社の場合は、「神田八講」を除けば、すべて「結社」と称している(但、「妙法講」「結社」という言い方もある)。両者の間でこうした特徴差が認められる。とはいえ、講(講中)と結社は私立、公称のいずれにも該当例が存するわけであるから、この私立、公称という違いは講(講中)と結社を分ける指標にはならない。そうとすればこれらを区別する基準や背景が問われるが、少なくとも右表からは明らかにしえない。ともあれ、『新報』が講(講中)と結社を包括して「講社」と呼んでいることにここでは着目すると同時に、同誌が宗報の役割を兼ね具えていた事実を勘案すれば、かかる用法が当時の日蓮宗内に広く反映していたと見なしている点を確認しておく。

(二)、私立と公称の両講社数を東京で比較したとき、一四五対一五と一〇倍近い開きがあり、しかも前述のごとく『新報』の情報網を以てしてもなお把握しきれない講社もある由で、私立講社の府下における隆盛振りがうかがえる。

(三)、私立講社の名称からおおむね推察しうるのは、地

縁を契機に結成されたと目される例が多いということ。そうした講社には、閏蓮寺院の開帳や祭礼に奉仕したり、花・酒・水引その他の供物を奉納するなどの役を担っていると思われるケースが目につく。これらの特徴は、近世期にみる講社の性格と重なり合うものといえる。つまり明治期の講社は、とくに私立系を中心に、近世期の講社の性格を少なからず引き継いでいることがわかる。もっとも、公称講社の中にも「神田八講」と名称からして旧来型と察せられる例が含まれるが、のちに触れるように同講は、近世以来江戸・東京の「題目講」の中核的存在として長い歴史を刻んだ講社である。

(四)、公称講社のうちには、同一ないしは類似の名称が全国にわたって認められる。とりわけ「妙法講」「結社」と称する例が目立ち、また「清浄結社」「開運結社」といった名も全国的に存在する。このことは、地縁性を主要モチーフとした私立講社とは対照的に、明治になって全国規模の運動下に新たな講社設立が企図されたことを示唆している。すなわち一連の「妙法講」結成運動がそれであるが、この点は後述する。なお、「身延」「結社」「龍口」「結社」「中山」「結社」など、身延山久遠寺・龍口寺・中山法華経寺等々の特定寺院との結びつきを示す例も存する。

当時の日蓮系メディアを代表する『新報』が、以上のこと

き伝統の保持と刷新の両志向が輻輳した「講社」をめぐる新動向に目を向け、閏蓮記事を積極的に載せている事実は特筆されよう。冒頭で本稿における二つの着眼点を指摘したが、右のとおり、近世来の伝統に連なる講社タイプと近代に入って新たに形成されたタイプの両者の存在が知れた。以下では、それらの具体相をみていくことになる。

三、私立講社の実態

さて、『由来』の記す各講社の沿革や活動内容を要約・整理すれば、表 のようになる。本章では、同書の解説から浮かび上がってくる諸特徴を述べてみたい。

はじめに講社の歴史的起源についてみると、総数六六社中、江戸期に遡りうる例が二九社、明治期の創立例が二六社、不明が一社という内訳である。不明も少なくなく、この数字をどう解釈するかは軽々に判断しがたいが、もとより不安定で消長の激しい講社の性格からして、明治末段階の調査で江戸期以来の歴史を持つ講社が二九社を数えることは、やはり看過しえないといつてよからう。既述のごとく同書には、講社の簇生する東京の中でも重立ったものが掲げられている点も、その背景に与っていると考えられる。もっとも、かくして主要な講社を網羅的に収録せんと企図した同書が把握しきれなかったそれは、おそらく歴史も浅く、当の存在や活動状

況の知られていないケースと見込まれ、従つて、江戸に起源を発する講社の占める割合は、東京全体の講社を母数にとるならば、一段と低下するであろうことは想像に難くない。しかし、そうした前提に立つてもなお、明治期の東京で機軸をなす講社が少なからず、江戸期からの伝統の灯をともし続け、とりわけ維新にさいして強まった仏教排斥の動きを掻い潜り脆弱な組織を保持してきた事實は、注目に値する。たとえば「本郷獅子王講」の項には、こう記されている。¹²⁾「此講も他の例に洩れず、維新の際殆ど瓦解せしも、安川政太郎氏の尽力にて中興し、同氏暫く講元を勤めしが、後現講元に引継けり」。また「谷中帝釈講」も同様に、「維新の際一旦中絶せしが、明治の初年に現講元熊井氏の尽力にて復興し、講員約百名あり」としている。¹³⁾両例とも、維新時に翻弄された様子を伝えているが、「此講も他の例に洩れず」と前者にあるとおり、こうした状況は広く認められたことが察せられる。しかるに、長く法統を継いできた講社は、この維新時に限らず、概してその存亡の機に「中興の祖」的な講元や世話人の出現を見、難局を乗り切つた経験を有しているのが、表からも窺知できよう。翻つて言うならば、頭に立つ人物の姿勢や才覚次第でその命運が左右されやすいところに大なれ小なれ講社たる組織の特徴が見出せるわけで、してみれば、近世来の歴史を有する講社が掲載総数の四割以上を占めている事実の

背後には、当時の法華信者の層の厚さがうかがえる。だがその一方で、追つて詳述するように、明治に入つて「妙法講」なる新規の講社が設立されたことは、旧来の講社にありがちな講元の財政負担に大きく寄り掛かつた指導者本位の形から脱却して、各議員の納める会費によつて運営をはかり、ひいては講社を教団財政の強力な支援組織として再編成しようとする、いわば講社の組織や活動の合理化に対する教団中枢の意識の高まりを物語つていよう。

次に、講社と寺院との関係についてみると、およそ二つのタイプに大別しうる。すなわち、ある特定寺院の信者集団として結成されたタイプと、一寺院に留まらず複数の寺院と繋がりを有するタイプの二者である。前者の例は、身延山久遠寺系、池上本門寺系、堀之内妙法寺系、柴又帝釈天系、下谷摩利支天系、雑司ヶ谷鬼子母神系等々、多岐にわたる。表ではとくに柴又帝釈天系の多さが目立つ。但、このような特定の「山付」講社であつても、他山・他寺の開帳などにさいし、裏方役で加勢するケースがまま認められる。後者の場合は、当然ながら前者に比べ諸山・諸寺との交流の機会は増え、わけても開帳・会式などの行事の手伝いや参詣という形が多い。具体例を若干引いておこう。前者については「四谷橋結社」がその一例で、「東京十講に加名したることあるも、今は独立講となり、専ら帝釈講に力を尽しつつあり。但し諸山

の出開帳には取持世話するの定あり⁽¹⁴⁾とみえる。後者の例としては、「小湊誕生講」があげられ、「……誕生寺に属し、其外日本橋区濱町清正堂にも隷属し居れり。現在員約貳百名にして諸山靈像の出開帳の時は、膳綱を納むることの習慣あり。又身延、池上、誕生寺の諸山には常に香爐其他の奉納を欲かず⁽¹⁵⁾」という。あるいは「神田神通万代講」の場合、「当講は池上堀内の両山に属し、もと神通万代と二つの別講なりしが、明治四十五年一月より改めて今の名の下に合併し、講員約百餘名あり⁽¹⁶⁾」とされる。同講のような講社間の合併・統合の例は他にも二、三みられる。「つじした経緯が、複数の寺院に属する機縁の一つになっていることがわかる。

この講社間の関係をさらに踏み込んでみていくと、そこにはかなり複雑な様相が展開しているのに気づかされる。右述のごとく単独で活動する（たとえ分離や合併を経験したにせよ）「独立講」の性格を帯びた講社が存在する一方で、複数の講社による連合組織も種々にわたって結ばれており、開帳をはじめ関連寺院の主要行事の開催に当たっては、関係講社間の協力態勢が積極的にとられていたようだ。主なグループに、「神田八講」「東京八講」「東京十講」などがある。他に、「東京睦講」（東京）「御手綱講」「帝釈睦講」「柴又四講」といった名称もみられる。これらのうち「神田八講」と「東京八講」の構成については、表に掲げたとおりである。同表が

示すように、明治期末の時点で前者は二三社、後者は九社からなっている。つまり「八講」なる呼称は、結成当初はともかく、この段階では連合組織たることの一種の表徴と化し、必ずしも実数を意味するものではなくなっているのが知れよう。その辺の事情に関しては、「神田元講」の解説にこう記されている。

元は内、外、東、西、神田一団体なりしも、追々信者も増し従て講社も数多出来たれば八講となり、時としては十四五講ともなりたることあれども、最初八講を以て団体を組織したるに依り、講の多少を問はず八講の名を因襲し居るなり。

なお北村行遠氏は、安政四年（一八五七）に身延山古仏堂の祖師が深川浄心寺にて出開帳をしたさい、「八講」が中心的な役割を果たしていることに着目し、この「八講」をめぐり次のように述べている。すなわち、「古仏堂祖師江戸開帳厨子日記」に「是分八講名三十講あり」として、伝馬町・芝蓮台・小石川・御日傘・新吉原水引・本郷・駒込・馬喰町・東神田・小網町末広・赤坂の一〇講があげられているところから、これらが「八講」を構成する講中であるう、と。そして、この「八講」は一つの組織体として江戸講中の元締め的な地位にあり、寺院の開帳時には他講を指揮して、その管理・運営に当たっていた、という。「ここでの」八講とは、

表 からも察知しつることく、「東京八講」の前身をさすものとみられる。たとえば、「芝蓮台講」は「東京八講」に名を連ねているし、またその一員である「小湊誕生講」は元「小網町講中」を、「吉原帝釈講」はかつて、「吉原水引講」を名乗っていた。⁽²⁰⁾ さらに「身延取持講」は、江戸末期における名称は不明であるが、身延山の江戸出開帳のさいに取持役を任されていた。こつした点に鑑みれば、江戸期に何と称していたかは定かでないものの既に当の連合体があつて、それが明治に入り「東京八講」と改称されるに至つたとみなすのが妥当である。

「東京十講」「柴又四講」については、詳らかでない。それに、「東京陸講」と「帝釈陸講」の関係も不明である。但、前者に加盟する「八丁堀取持千部講」の解説に「庚申の月に柴又に参詣すること他講と同じく」と記されているのを見ると、両者は同一組織たる可能性も考えられる。ちなみに、「東京陸講」に加入七講の内なり⁽²²⁾との件りが同解説中にみられ、「東京陸講」は七講からなるグループとわかる。

以上に加え、もう一例、特記しておきたい講連合が存在する。「江戸八講」と呼ばれるものがそれである。かつてそこに所属していたとされる「市ヶ谷報恩講」の項には、次のごとく言及されている。⁽²³⁾

本講はかの澤庵和尚と問答して名高き身延山三十三代日

亨上人の組織せられたる講社にて、今より約二百八十年前にあり。其当時は江戸八講の一にして（今の東京八講神田八講東京十講とは別なり）目下市内各区に散在する講社中の最古のものなり。其後時勢の変遷に伴ひ、講社も亦數派に分れたるを以て、本講も亦八講と分離し、今の講名の下に独立したり。

身延山久遠寺三三世・日亨（一六四六—一七二一）の組織した講であるといふ。日亨は宝永年間に身延山へ入山し、正徳三年（一七一三）には山を下りて江戸雑司ヶ谷蓮成寺に入り、しかるのち谷中領玄寺に移つてゐる。⁽²⁴⁾ おそらくこの頃、つまり日亨が江戸に滞在した一七〇〇年代初めに當講は結成されたとみてよからう。ともあれ右の引用文中に「今より約二百八十年前」とみえるが、『由来』発行の大正元年（一九二二）から起算すれば、二八〇年前は一六三〇年前後で日亨の誕生以前の時代となつてしまふ。肯んじがたい数字と言わねばなるまい。

注意すべきは、當講が「其当時は江戸八講の一に」数えられていたという点である。しかもこの「江戸八講」は「東京八講」「神田八講」「東京十講」などと別物とされる。これら講連合の起源や変遷が詳らかでない現状では結論は留保せざるをえないけれども、右の指摘に従うならば、いわゆる「八講」と呼ばれる講連合は江戸期に複數系統存在していた

との想定が必要となつてこよう。既述のとおり、「東京八講」の祖型と目される「八講」もあつたようだし、また「神田元講」の解説によれば、明治三年（一八七〇）当講の講元らの尽力で「神田八講」なる名称の講連合の誕生をみたが、先に引いたごとく、その前身は江戸期においてやはり「八講」と称され、のちに傘下の講社数が一四、五社に増えた時期もあつたものの、「講の多少を問はず八講の名を因襲し居るなり」としている。

かくして明治期の東京市中に存した日蓮系講社の間には、互いを結ぶネットワークが多面的に敷かれ、しかもそうした形態は、個々の講社の出入りや消長を伴いつつも、既に近世から久しく続いていることがうかがい知れる。

最後に、講社を主宰する「講元」に視点を移すと、大半が在家信者で占められているのがわかる。僧職者が講元ないしは講元代理をつとめている例は、「東京身延常経講」、「日本橋十三日講」（両講は同一人物が「講務代理」をしている）、「龍神祈禱講」などごくわずかにすぎない。この三番目の例の主宰者は、講社名から推して祈禱に通じた、いわば祈禱僧・行僧の類いであるかと察せられる。従来指摘されてきたように、日蓮系の講社は、大抵、祈禱・供養・修行（唱題行）を活動の中核に据え、その実践を寺院・信者宅・祈禱師や先達などの家等々を拠り所に、近世来久しく展開してきたとみられる。

つまり、シャーマニクな主管者を中心に祈禱の実践を主たる活動の一つとなす講社が、根強い伝統を築いてきたのである。そうした意味で、「妙結社」や「中山派祈禱所」などの例は目を引こう。前者は日蓮系行者の岩城孫次郎（のちに日正）が明治後期に創唱した祈禱流派である。「本教院流」の教師を講元としている。同流は、大正期には身延山の滝場で門弟・信者を養成し、盛時には三〇〇〇人以上が師事したといわれる。⁽²⁷⁾とすれば、『由来』が刊行された頃から右の「妙結社」のごとき同流講社は大いに台頭してきたのではなからうか。一方、後者は中山法華経寺系の女性行者の主宰する集団で、「祈禱を行ひ、人を救ふを以て本務となす」姿勢に「信者常に門に絶ずといふ」⁽²⁸⁾。後述するように中山派は、東京市中はもとより、貢主直々の積極的な地方巡教策も奏功して、明治期、各地に講社が設けられるに及んだ。かように、仏教教団と民衆社会を架橋する上で大きな役割を果たしてきた行者たちのこの時代における活動実態には、はなはだ興味深いものがある。だが、右のごとき祈禱講の在りようは、これまでほとんど研究の俎上に載せられてこなかった。その背景には、こうした講社は一般に、依頼者・信者の抱える困難・挫折からの救いを主眼としていることもあつてか、活動の内実がオープンになるのを憚りがちであるという事情も、与つていよう。事実、『由来』もこの種の講社を十全に掘い

切れなかつた模様で、二、三の例を掲げるに留まつている。もつとも、たとえシャーマニツクな人物が主管する講社でなくとも、祈禱を重視する例は充分考えられる。たとえば、関係寺院の僧職者に祈禱を依頼する形とか、あるいはお抱えの僧職者に委ねる形などが想起されよう。とくに後者をめぐつては、『新誌』が示唆に富む記事を載せている。すなわち、「一読者による「講坊主ノ廃止ヲ望ム」との投書がそれである。」³⁹⁾「講坊主」とは、「講社ニ扶持セラレテ市街ニ居住シ肉食妻帯セル」僧職者を指し「諸講社各一人二人乃至五六人ノ僧ヲ置キ之ヲシテ講内ノ法事ニ関スル事ヲ司ラシム」という。講社に僧職者を隷屬せしめるような両者の関係への批判の投書である。僧俗のマーシナルな領域に身を置く僧職者が当時こうして講社に扶持せられるケースは希でなかつた様子⁴⁰⁾を物語っている。この種の僧俗の境域に生きる、いわば「聖^{じじ}」⁴¹⁾の宗教者が、おおむね祈禱の技能に通じていた我が国古来の伝統に照らしたとき、かれらの中には法事のみならず祈禱依頼に應ずる例も存したことは多分に推し量れよう。

四、公称講社の実態

(一)「妙法講」設立の経緯

これまでみてきたように、近世に淵源をきわめた伝統的講社は、個々の消長を伴い、とりわけ維新時の動乱に翻弄され

つつもなお、明治期を通してその命脈を根強く保持し続けた。その一方で、神道を枢軸とする明治政府の宗教政策を睨みつつ、教団の行政当局は布教・教化体制の変革をめざし、とくに在家と僧侶・寺院ひいては教団との関係強化のために新たな講社網の確立に向けて歩み出した図が覗き見えた。本章では、その具体相について考えてみようと思うが、まずは表に着目したい。同表は、既に触れたとおり、『新報』が三回に分けて掲載した公称講社（宗法院へ届け出済みの講社）名を一覧表にまとめたものである。

さて、先の指摘のように、公称講社の中には同一ないしは類似の名称が全国的に認められる。なかんずく「妙法講」の名を冠した例が目につく。それから「清浄結社」「開運結社」といった名称も広範に存在する。ほかに、「身延 結社」「龍口 結社」「中山 結社」など、久遠寺・龍口寺・中山法華経寺等々の特定有力寺院との結びつきを示す例も見受けられる。そこで以下においては、「妙法講」を視野の中核に据え、他の講社および関連団体については適宜取り上げる形で論を進めることにしたい。

表 は明治二三年時のデータにもとづいたものであるが、「妙法講」の初期形態は、実は既に明治初めの段階に立ち上げられている。具体的には、明治七年五月に教部省より設立許可が下り、九月に浅草本法寺で講社規則が発表され、「妙

法講大法結社」と命名されたといわれる。⁽³¹⁾ この「妙法講」が結成された経緯には、教院設立の問題が絡んでいたようだ。明治五年三月の神祇省および宣教使の廃止に伴い、教部省・教導職が設けられ、次いで「天台宗正覚院外一九名の連署をもって書を政府に呈し、大教院の設置を建言し」⁽³²⁾ た結果認可され、同六年一月、麹町六丁目の元紀州侯邸跡に開院の運びとなった。当院の設立趣旨を「大教院事務章程」⁽³³⁾（明治六年三月一四日通達）は、次のように謳っている。

大教院八神道及七宗其所轄ノ教職且中小教院ヨリ拳ル所ノ教徒俊秀ナル者ヲ各其學術ノ研究ハ勿論遍ク布教ノ方
法ヲ商議シ三則ノ要旨ヲ講明スル力為ニ設ル所ナリ（後略）。

また地方には、各府県管内に小教院が置かれ、さらにはそれを統轄する中教院が設けられた。こうして大中小の教院を拠点とする大教宣布の全国的な布教体制が敷かれたのであった。⁽³⁴⁾ しかるに問題は、教院運営の財源である。その負担は神官・僧侶が専らとし、政府からの資金援助はなかったとされる。⁽³⁵⁾ そこで、勢い神仏二教の在俗信者の財政支援に対する期待が高まっていったといえよう。

このような状況下で、講社公認の動きが始めたわけである。すなわち、明治五年三月一四日の教部省設置に続いて発せられた左記の令が、その端緒となった。

今般教部省被置候ニ付テハ左ノ件々願伺届等總テ同省へ可差出事

一、教徒ヲ集会シ教儀ヲ講説シ及講社ヲ結フ者ニ免許ノ事

さらに、同年一〇月一九日の「教導職管事務章程」に以下のごとくあって、「講社免許条例」なる条例が定められ、それに則って講社の認可がなされていたことがわかる。

第六條

一、講社興立ノ節ハ講社免許條例ニ照準シテ取扱フヘキ事

なお翌六年一月に大教院が設置されたさいにも、「講社ヲ結フ者へ免許ヲ与ル事」⁽³⁶⁾ に関しては同院に補任権を付与せず、教導職中の教正が審査して、教部省の許可を得る形で施行された。そして同年五月、講社設立時の基本原則たる「教会大意」⁽³⁷⁾ 十カ条が制定され、八月に大教院から発行される運びとなった。この「教会大意」発行をめくり、教部省から番外として、神道諸宗管長あてに左記の申達が出されている。⁽³⁸⁾

今般於大教院教会大意発行之儀差許候ニ付テハ、是迄於各地方結社候黒住吐普加美富士御嶽不動觀音念仏題目等神仏之諸講中其方法検査之上、各一派之教会ニ可相立候條右教会大意ニ照準シ、各派従来之幣風改正之見込ヲ以

精細取調、條目書ヲ以テ当省へ伺出更ニ許可ヲ受候様取
計可有之候事。

明治六年八月二四日 教部大輔宍戸璣

「教会大意」十カ条の内容については、以下のとおりであ
る。⁽⁴¹⁾

第一條

三條ノ大旨ハ終身之ヲ護守スヘキ事。

第二條

倫常ノ道ヲ守リ各其實行ヲ竭スヘキ事。

第三條

会中凡ソ同胞ノ親ヲ為シ、吉凶禍福ヲ相輔ケ疾病患難ヲ
相救ヘキ事。

第四條

異端邪說ヲ信仰スヘカラサル事。

第五條

此会ニ列セント欲スルモノアレハ、先ツ此條約ヲ守ルヘ
キ旨ヲ誓約セシメテ後ニ会列ニ加フヘキ事。

第六條

会中ノ諸務ヲ取扱ハシムルハ端正篤實ノ人ヲ撰任スヘキ
事。

第七條

説教ノ儀ハ会中ノ便宜ニ從ヒ家事ノ緩急ヲ量リ其定日ヲ

明治期における講社の実態（長谷部）

増減シテ、凡テ産業ヲ妨ケサル所ヲ第一トスヘキ事。

第八條

会中ノ子弟其父兄ノ教誨ヲ受ケス言行道ニ背ク者アレハ
会中ニテ規戒セシメ、尚服從セサルモノハ会長親シク懇
諭ヲ加フヘキ事。

第九條

会中申合ヲ以適宜ニ出金シ説教会費等ニ充ツヘキ事。

第十條

賣物開扉等ニ托シ会中ノ子弟妄ニ流連シテ、破産ノ弊無
之様注意スヘキ事。

右に取り上げた一連の動きと呼応するよつに、「妙法講」
は組織されたのである。とはいえ、その形成過程は必ずしも
単純には運ばなかつたとみえる。そこら辺の事情について少
しく触れておこう。

まず、件の神仏合同大寺院であるが、明治八年四月には早
くも廃止にいたつた。これに伴い各宗では、自前の寺院制度
を敷くべく対応を迫られたわけだが、日蓮宗の場合、同年六
月一〇日より一週間「日蓮宗碩徳会議」が開催され、全国を
九区（のちに二区）に分け、大寺院は第一区に設置し（芝・
二本榎）、各区に中寺院を置くことが議決せられた。⁽⁴²⁾ こうし
て全国にわたる教区制を導入し、宗内の教育体制の整備がは
かられたのである。しかるに、このような多分に大義をおも

んばかったとも言つへき施策の一方で、実は神仏合同の大教院創立に向けて取調掛が設けられてから二カ月後の明治五年六月、既に二本榎・承教寺（のちに宗教院、さらには日蓮宗大教院が置かれた）内に小教院が付置せられ、⁽⁴⁵⁾そこでは、三条の教則によつて教義が蹂躪されることなく、仏学（仏教学）・宗学・漢文・国語などの講義が行われていたという。また、同七年には、三村日修（のちに日蓮宗管長就任）の尽力で大阪の梅ヶ辻に大阪中教院、そして京都、翌八年には静岡・岡山等々、各地に中教院が設立されるに及んだが、それらの教院では合併大教院に対して各々独立への空気が漂い、「合併大教院といふことばと派内教院といふことばが交錯する状態になつた」とされる。⁽⁴⁶⁾こうした微妙な状況の下で、「妙法講」の結成をみたのであつた。結局、神仏講社公認の方針を打ち出した政府のねらいは、大教宣布の推進に向け、その勢力と講元の指導力とを利用して教導の任に当たらせると同時に、それがための財政支援を期待するところに置かれたわけだ。「妙法講」の認可も、確かにかかる動きと連動する形でなされたことは否定できない。だが、そのみではない。先のとおり同講認可の水面下では、とくに指導者層の間で宗派における僧俗教育の必要性への認識が高まりつつあつた。そうした気運の盛り上がりも、認可へのいわば内圧として働いていたといえよう。在家信者の宗乘理解を深め、僧俗一体となつ

て教団体制を再編成していくためには、何にも増して説教・演説を興起し、以て信者に働きかけねばならない。説教・演説を振興させるには、その実践主体たる僧侶の教育環境の充実が前提となる。そこで、僧侶教育機関としての教院とその経済基盤の一翼を担う講社とが両々相俟つて、新時代にかなつた教団の在り方を見出そう、との姿勢がうかがえるのである。なお、明治七年七月、時の日蓮宗管長たる新居日薩が三村宛に送つた手紙に、「妙法講」に寄せる財政的期待がしたためられているので、抜粋・紹介しておく。⁽⁴⁷⁾

兼而当春中申上置候講社之義愈以官許に相成、妙法講と相唱府下一般結社に為致候手続に御座候、右之掛金等に而教院会計之一助にも相成候事に御座候。

(二)「妙法講」のその後の推移

前節でみたような教団内外の諸情勢のもと、「妙法講」は産声を上げたのであつた。しかしながら、同講社の組織拡大は、当初のねらい通りには進まなかつたようだ。そのため明治一四年には、新たに「妙法講清浄結社」を設立するに及んだ。そこに至る経緯が設立趣意書に記載されているので、やや長くなるが一部引いておく。⁽⁴⁸⁾

是を以て、明治七年、政府の認可を得て、妙法講社を立て、既に講社規則を改正し、之を府下一般の信徒に施行

すれども、奈何せん旧慣の沿習、容易に洗ひ難く、未だ其実効を得ざるは、真に歎息の至に堪へざるなり。此儘にせば、何の日歎信徒の改良、宗風の作振を期す可けん。独り宗教広布の道の塞がるのみに非ず、抑も亦日進の治化と背馳し、大に世出一体の公理に戻れりと謂ふ可し。

依て本日、府下真正の信徒、護法有志の諸君を招集し、爾後信徒の改良を図らんとするなり。本日來集の人は、縱令少数の人なりとも、志を一結して漸次に一般の信徒に普及せば、遂には十百千万人の衆多に至るべきは、必然なるべし。深く諸君の憤発有為の企業を興起せんことを冀ふなり。夫れ宗義を講明し信徒を教化するは、僧侶護法の責任なり。僧徒を養育し伽藍を保護するは、俗衆護法の責任なり。是れ即財法二施具足檀波羅密の遺法にして、此二法並び行はれ、互に扶けて、方に宗教万年に流布すべきなり。

凡そ物自ら立て、而して後他に及すべきは、著手順序の通法なれば、先づ僧侶教導の責任を尽し、而して後ち、俗衆護法の責任に及ぶべし。依て明治八年より、我全国内、一の大教院十二の中教院九箇の宗学所を創立し、宗教を講明し、信徒教化の基本を立つと雖も、其養育方法に至っては、且く之を寺院一般に課賦し、敢て在家扶持の方法に至らざるなり。(中略)教院と講社と並び立ち、

相扶け、而して後ち仏法久住宗門繁昌の地に至るべし。

維新期の文明開化の時運に乗じて信者の改良、宗風の作振を図らんとし、明治七年に「妙法講」を結成したものの、従来の講社の在り方から脱皮するのは容易でなかつたと見える。民衆の講社活動に寄せる期待には、依然として現証・利生中心の救済観に沿う部分が大きかつたからに他なるまい。それは何れも日蓮宗に限らず、神仏両系の諸講社に広く認められ、講元らの施す祈禱・禁厭による病いへの処方こそ、集権的な宣教体制を固めんとする明治政府が最も警戒の目を向けた行為であつたといえる。⁽⁴⁹⁾

そつした中で、「妙法講清浄結社」の設立が企図されたわけだが、先程指摘した説教・演説の興起を喫緊の活動課題と見なしていたことが「清浄結社規則」の前文から理解できる。そこには、こう謳われている。⁽⁵⁰⁾

講社改良その件多しと雖も、目今布教の急要は説教を興起するに在り。左れば先づ説教講社を團結し、其規則を正立するを以て、著手の急務とす。(後略)

かくして三〇条に及ぶ規則が立てられるに至つた。それらを逐条的に紹介する作業は別の機会に譲るとして、今は若干の条目を引いておく。そこに示されているように、当の講社組織の概要は、まず東京に「妙法講第一清浄結社」を設け、以後諸県下に順次第二・第三結社等々を設立し、各結社には

一、二あるいはそれ以上の教会所を付置し、その開設時期の早いものから順に第一・第二教会などの番号を付す。そして結社には社長・副社長を、また教会所には世話掛を置く、といったものである。⁽⁸¹⁾

第二條

東京に設くる結社を妙法講第一清淨結社とし、爾後諸県下に続立する者を第二第三結社として其前後の順序を記す。

第三條

一 結社に一、二乃至許多の教会所を設くべし。例へば第一結社に目今十ヶ所の教会あるが如し。而して開設年月日の前後を以て第一第二教会等の番号を付す。

第五條

一 教会所ごとに幾多の世話掛を設け該教会の事務を整理す。

第六條

一 結社に長一名副一、二名を設け、幾多所の教会事務を総轄す。

このような規則に沿った講社網を全国的に張り巡らそうとする構想であった。表から、明治中期段階における「清淨結社」の分布状況が知れよう。但、同表には「清淨結社」以外に、「妙法講 結社」、「妙法講結社」、「妙法講社」とい

った呼称もみられる。これらが当の「清淨結社」をさすのか、あるいは従来からの「妙法講」の存続形態なのか、さらには、このいずれとも異なるものなのかは、今のところ判断材料を欠いている。だが次のような例も認められることに留意する必要はある⁽⁸²⁾。

機至れる哉新開運結社

長野県下一般は本宗の寺院并に信徒僅少なり。所以者何これ彼の善光寺如来のあるなればなり。然るに南長野町徳武与兵衛氏が二三年前より本宗に深く帰依せしかども初の程は一同嘲笑する者のみなりしが、同氏は不屈不撓本因の妙種を萌出さんと四方に尽力せられしに漸々陰に信する者多分出来しかば、今度我所有地へ一の建家を新設し乃ち是を以て本宗教会所に供しつつ、普く衆人をして法益に浴さしめんと最も布教に熱心なる兩宮法論寺住職井原日秀講義を以て受持教師に依頼し、第七清淨結社附屬開運結社と呼称し、去月中宗務院及び地方庁へ出願せしに早速許可せられしを以て本月七日講社開筵式を執行し（後略）。

『教報』一八八号に掲載された記事である。「清淨結社規則」第三條に、「結社に一、二乃至許多の教会所を設くべし」と定められているが、この記事では、一人の篤信者の尽力によって結成された講社が「開運結社」と称し、「妙法講清淨

結社」に付属するものであることが知れる。本例にみる講社設立の経緯は旧来のそれとほぼ重なり合うといつてよからう。なお、教会所、結社、講社の語をとくに區別することなく用いているのがわかる。ちなみにこの「開運結社」は、表中の(209)「清浄結社」をさすと思われる。「妙法講」の傘下にこうして講社を重層的に付置する例は、他にも「新誌」や「教報」で報じられている。福井県の妙法講内に設けられた「要品講」なども、その一例といえる。同講結成の趣意文を左に掲げておく。⁽⁵³⁾

講社加入読経の輩は、別して我慢偏執の心なく異体同心にして、法華経の肝心南無妙法蓮華経と奉唱、仏法僧の三宝を尊敬し、修身誠意天地の公道に基き、孝心貞女倫常の道を守り、我職業を専ら勉勵し、己れ一分の衣食住の驕を慎み、四海兄弟の心を以て貧人病者を愍み我分限に応じて救ひ助くべし。就中社中の輩の大病又は臨終の時は、両三人つゝ替り合静かに読経題目を口唱して正念を祈るべし。集会の際は無益の雑談他人の好悪長短を云はず法門の義味を談し、常に慈悲心を専にし菩提の道を願ふべし。今身より仏身に至る迄よく奉持南無妙法蓮華経々々

福井県妙法講社内

要品講 社長 国島清平敬白

明治期における講社の実態(長谷部)

さらに「新誌」一一三号によれば、当時日蓮宗篤信の徒として知られた府下首羽町の高橋安右衛門の發起で、「妙法講大法結社」内に「国恩会」が設立されている。⁽⁵⁴⁾「大法結社」とは、既に触れたとおり初期の「妙法講」のことである。

このようにみえてくると、表にあげた公称講社リストの中には、先の「開運結社」の傘下で、「妙法講清浄結社」(あるいは同「大法結社」)の傘下に置かれた講社も少なくないのかも知れない。この点は検討の余地を残している。

表にはまた、「妙法講」とは別に、特定の寺院と関連した講社も見受けられる。「中山常経結社」・「中山祈禱結社」などは中山法華経寺、「龍口千部 結社」は龍口寺、「身延結社」は身延山・七面山関係の講社と見なしてよからう。このうち特筆されるのは中山系のそれで、全国的な広がりが見られる。こうした講社が何を契機に各地で結成されたのが問われようが、そのことをめぐって、「新誌」は次のように伝えている。⁽⁵⁵⁾

下総国正中山法華経寺住職久保田教正殿は、本年四月発駕已来、武州川越本応寺同片柳休台寺同松山妙光寺等布教盛大にて信徒渴仰尤甚しく、依て中山常経結社と云るを團結し、加員已に七八百名に及びたる由、此發起は片柳休台寺檀徒宮鼻村栗原房太郎なり(後略)。

本山貢主の巡化がきつかけとなり、信者が結社を發起して

いる。こういつた具合に、管長や本山買主らの地方巡教が明治期には盛んに行われ、それが端緒となつて各地に講社が結ばれるケースを、『新誌』や『教報』はしばしば報じている。これに関しては後述したい。

さて、かくして明治一四年、「妙法講」の流れを汲む「清浄結社」が起こされ、各地に設立の動きが波及したのであるが、それに加え、「妙法講扶教結社」なる新たな組織を作る企てが大教院より表明された。『新誌』三八号に尊縁の檄文が載せられ、一一五号には、同結社規則の緒言が紹介されるとともに、「日蓮宗扶教方法施設二付御届」が明治一七年三月一日付で規則書を添えて内務卿山県有朋宛に提出された旨が記されている。⁵⁶この檄文および緒言に結社設立の趣意が盛り込まれているので、今は緒言から当該箇所を抜粋しておこう。

所謂宗学未だ尽く開かず教育未だ尽く及ばず、而して信徒教導等の実に至ては尤も大ひに開けたることは各自一般自知する所なり。実に宗家の前路を予想するに歎息に堪へず。今や幸ひ世は文明なり。機は開進なり。興利時に隆んに起業日に繁し。此時に乗じて宗義道德挙て之を拡張せずんば何の日を待て宗門広布を期せんや。依て今般布教の策を講し全国一般巡回説教の基礎を定立し、歳に虚日なく全国巡次に教導せしめ、以て信徒をして安心

立命の地に立たせしめんとす。然る資本の以て之を扶くなくんば所謂徒法は以て行ふ可からざる義にして、遂に布教実績を得ざるべし。是以て全国一般の信徒を共同して一大団結を為さしめ、之を扶教結社と名け、家産の余資を以て応分の清浄施をなし、塵を積て山と成す如く唱題と共に厘毛の微を積み、遂に巨額の資本を固くせんことを乞ふ。

信者教化の停滞を打破して全国に及ぶ巡回説教を実施するためには、まず以て資本の整備を進めねばならない。そこで信者の団結を促し、その浄施によつて経済基盤を固めようとするところに、結社設立のねらいがあったといえる。「扶教結社」規則の第一條にそうした目的が明記されており、また第二條に、具体的な勧募の方法が定められている。⁵⁸

第一條

本社八本宗公有ノ資金ヲ募集シ、凡ソ布教ニ関スル百般ノ事業ヲ作興シ、吾宗教ヲシテ永遠ニ増隆セシムルノ基礎ヲ確立スルヲ目的トス。

第二條

本条組織ハ唱題箋一葉ヲ以テ一口トシ、毎寺檀中テ一組トシ、全国一般檀家加入者大略三十万口ヲ以テ予算トス。但檀徒ノ外本宗帰依篤信者ノ加入ヲ得ルハ適宜タルベシ。当の規則書が提出されてから二日後の三月一三日には、

「扶教結社」開設のために、宗門の要職にある僧侶たちを全国一二区に差し向け各地方の宗勢を視察せしめる旨の通達⁽⁶⁵⁾が、管長の福田日耀によって各府県下の教導職および寺院に出されている。

ところで池田英俊氏によれば、明治初期、在家教化と教団再編のために教会・結社結成の気運が通仏教的に高まったとされる。この運動は、神仏合併大法院の廃止された明治八年から教部省廃止の同一〇年にかけての時期に、当時の開明的な啓蒙活動と相俟って始まり、神仏教導職が撤廃された同一七年前後に最も盛り上がったとして、各宗の状況に言及している⁽⁶⁶⁾。すなわち、明治九年に「曹洞宗教会条例」および真宗四派の「真宗教会結社規約」、同一〇年に真宗大各派の「教会結社条目」、同一一年には、真宗本願寺派教会結社条例、翌一二年には天台宗真盛派の「教会条例」が相次いで公布され、同一七年の日蓮宗「妙法扶教結社」の設立へと続いている、というのである。こうした一連の動きの中でも、真宗諸派と並んで曹洞宗が逸早く教会結成に着手している事実は、興味深い。但、日蓮宗をめぐっては明治一七年の「扶教結社」設立を取り上げているが、これまで論じてきたとおり、同結社が開設される前に、同七年以来「妙法講大法結社」ならびに「妙法講清浄結社」が立ち上げられたわけで、従って日蓮宗では維新後まもない時期から既に積極的な結社活動が展開

されていた事実⁽⁶⁷⁾に留意する必要がある。また池田氏が、これら教会・結社設立の目的を「檀信徒の教化法樹立と信仰復活への組織的な営み」に求めていることは、やはり先に論じたごとく、日蓮宗の場合もおおむね該当するといえよう。そのさい同宗では、僧侶教育とそれがための経済的な基盤づくりの必要性をとりわけ重視する立場から、教院と講社の連携強化を施策の中核に据えている。

(三)「日蓮宗扶宗同盟会」の結成

かくして、「無上の妙法を普く天下に推し及ぼさん」⁽⁶⁸⁾との大法院の期待を背に設立された「扶教結社」であったが、これまた必ずしも当初のねらいに沿う順調な滑り出しというわけには行かなかつたようだ。「教報」一八九号には「布教擴張策」と題した、次のような記事(抜粋)がみえる⁽⁶⁹⁾。

抑も布教伝導策振に付て、之れが萎靡を憂慮ありて諸大徳閣下の意見此に百出あるは、今茲に贅するに足らず、然り而るに之れが真先に達つ大能機関たる(略)之れが運動を為すの緊要は果して何物なるや、則ち財宝に依らずんば叶はざるものなり。然るに此の根本たる醜金の集募則ち貯蔵を論ずることは嘗て見ず聞かず、併しながら明治十七年扶教結社の設けあるあり。然りと雖も其構たるや未だ其好結果を得ずと思はるゝなり。

こうした状況の中で、明治二十一年、さらに「日蓮宗扶宗同盟会」が結成された。この会は、これまでの「妙法講」設置推進の流れに沿って作られた信者中心の扶宗組織とは趣を異にし、僧俗合同による運営をめざしたものである。同会規則の緒言は、「世間理学ノ日ニ進歩スルト耶蘇教ノ日ニ盛大ナル」趨勢下、内には旧習を脱却できず外には西欧化の進展とともに仏教を無用視する声の高まりが懸念されるような現実を憂えて、こう呼びかけている。⁽⁶⁸⁾

本宗有志ノ繼素諸子ト相結合シ、此扶宗同盟会ヲ組織シ、苟クモ宗家ニ意見アル者ハ之レヲ此会ニ投ジテ全会ノ同盟者ニ通ジ、以テ全国有志ノ思想ヲ喚起シ、一般ノ議論ヲ催発シ公議与論ノ勢力ニ憑リテ着々一宗ノ改良ト拡張トヲ実行セントス。

規則は一二項からなり、他に一一款にわたる会員規約も定められている。ここでは、規則の一部を紹介するにとどめる。⁽⁶⁹⁾

第二項

本会ハ日蓮宗ノ僧侶及ビ信徒ヲ以テ組織シ、僧侶ヲ正員トシ信徒ヲ賛成員トス。

第三項

本会ノ目的ハ衆論公議ニ依リテ一宗ノ改良ヲ計リ、僧侶及ビ信徒ヲシテ護法利民ノ本文ヲ実行セシムルニアリ

（後略）。

第五項

本会ハ其目的ヲ達センガ為メ、地方遊説雑誌刊行等ノ事ヲ以テ本会ノ氣脈ヲ通シ改良ヲ実行スルモノトス。

第六項

本会ノ會費ハ會員月掛金及ビ有志者ノ義金ヲ以テ之レヲ支弁ス。

第七項

本会ハ會長一名副會長一名幹事五名以上ヲ置キ、更ニ總代若干名ヲ適宜ノ地方ニ置テ百般ノ事務ヲ調理ス。

第十項

本会ハ本部ヲ東京ニ設置ス。但シ当分ノ内芝区ニ本榎町一丁目十八番地ニ仮事務所ヲ置ク。

第十一項

支会ハ地方適宜ニ依リ會長ノ允可ヲ得テ設立スルモノトス。但シ會費ハ其部内掛金ノ半額ヲ以テ支弁シ殘半額ハ本会ヘ送致スルモノトス。

衆論公議を通して一宗改良をめざす立場から、僧侶を主導とした上でなおかつ信者をも取り込み、東京に本部を置いて會費を募り、その會費をもとに運営をはかろうとするものであった。主な活動としては、各地での演説開催と機関誌の発行があげられる。同会はさいさき良くスタートを切った模様

である。明治二十一年九月に発会して二カ月ほどで数百名の入会をみたといふ。⁽⁶⁶⁾翌二十二年一月には、福島県の白河に同会の支会設立が決定したと報じられている。当の記事は同会を次のように評価している。⁽⁶⁷⁾

実に扶宗同盟会の運動は専ら実着なる布教を専務とすることなれば、目下本宗中最も必要なる機関と称すべきことなり。

同会についてはさらに当時の動向を探った上で詳しく論ずることにし、差し当たり今は、従来の「妙法講」とはまた異趣の組織が作られるに至つて、信者を巻き込んでの宗派改革構想がようやくそれなりの成果を上げるに及んだ、という事実を指摘しておく。

五、伝統と刷新の力学

以上ながめてきたとおり、唱題行の実践や関係寺院の外護、あるいは講元らによる祈禱行為等々を活動の軸とした従来型講社の系譜と、文明開化の時機に依じて宗派の一新をはかる一大契機として、全国を視野に入れた「妙法講」なる講社を新規に開設しようとする流れとの、あましまし二つの方向において明治期の日蓮系講社は展開されたといえる。だが、「旧慣の沿習、容易に洗ひ難く」、「清浄結社」設立趣意書）、教院と講社の相互扶助的な関係をめざす試みは、なかなか功を奏

明治期における講社の実態（長谷部）

しない状況がつづいたのであった。

しかしながら、こうした伝統の保持と刷新の両ベクトルは常に背離する方向へと矢印を向けているわけではなかった。それは、宗派機構の要の一つをなす大教院の姿勢自体に端的に映し出されている。一例を示せば、大教院の「本尊」とされた「願満の祖師」の扱いがそうである。そもそもこの祖師像は、身延山に祀られていたものを、明治一四年の宗祖六〇〇回遠忌にさいし、管長の在所である大教院の本尊として納めることになったのだといふ。⁽⁶⁸⁾この件に関する広告を、大教院が『新誌』に左のごとく載せている。⁽⁶⁹⁾

広告

従来身延山宝蔵ニマシマセシ願満高祖日蓮大菩薩ノ尊像
ヲ今般大教院へ相納メラレ、永々当院ニ安置シ奉リ候ニ
付、自今結縁ノ為メ毎月十六日開扉シテ諸人ニ参拝セシ
メ現当二世ノ所願ヲ満足タラシメントス、且ツ同日午前
第八時ヨリ右宝前ニ於テ闍衆一同妙経全部ヲ誦誦シ、午
後第一時ニ八施餓鬼法会ヲ修行シテ法界ノ万靈及ヒ所志
ノ靈魂ニ回向シ、同第三時ヨリ説教ヲ勤メ聴衆ヲシテ益
ス信根ニ培ヒ安心立命ノ方向ヲ堅固ナラシメントス、依
テ信徒ノ面々相共ニ誘導シテ参詣アラソフヲ廣告ス。

明治十四年七月

芝二本榎町壱丁目十八番地

日蓮宗大教院

右の広告では爾後月例の居開帳が催される旨告げられているが、かかる月次行事に加え、当の祖師像は出開帳の形で公開されることもあった。たとえば、明治一六年九月には深川の淨心寺を開帳先として行われ、期間中、管長や身延山貫主などの説教があり、多くの講社の参詣がみられて盛況であったと報じられている。開帳にさいしては、「小網町講中」より真鍮の三方が、また下総国東葛飾郡南組の「扶教結社」からは玄米百俵が奉納されたとある。いわば新旧両タイプの講社から供物が上げられているわけで、興味をそそる。件の本尊は、開帳終了後小伝馬町に祖師堂を建築してそこに遷座されることになった模様だが、その普請に当たっては府下の「十講八講総講中が取持」役に当たったという。ここでの「十講」は「東京十講」と察せられるが、「八講」については、多分「神田八講」か「東京八講」のいずれかであろうと目されるものの、今のところ断定しがたい。なお、明治二二年三月、浅草本蔵寺にて二〇日間にわたり京都妙顕寺の祖師像および開山・日像の像が出開帳されたさい、出迎えるため「十講」「八講」をはじめとする府下の諸講社が品川駅に参集したそうだ。府下で開帳が営まれるときは、相変わらず伝統的なタイプの講社が与って力があつたといえよう。

大法院の祖師像をめぐることに特筆しうるのは、その靈験によつて長患いが平癒した例を、『新誌』が委細に報じて

いることである。芝区内の一婦人が難病とされる「疲病」に苦しみ、著名な医者数人に診てもらったが、皆から匙を投げられた。疲労困憊した夫の枕元にある晩一人の高貴な僧侶が立ち、「汝が妻の重病は針灸医薬の及ぶ所にあらず。嚮に身延山より当区二本榎の大法院へ御遷座になりし願満の靈尊へ一心を込めて祈願怠ることなくば、重病の癒難きも薄紙片く如く漸次に快気に趣くべし。努疑ふこと勿れ」と告げた。夫婦はこの靈夢を高祖の慈悲力のなせるものに疑いなしとして、以来唱題行と大法院祖師堂への日参につとめたところ、夢告のとおり薄紙をはがすように回復の色を増し、遂に平癒するに至った、とある。類似の話は他にもみられ、たとえば、明治二二年三月の記事には次のような例が載せられている。京橋区内の飾職人の娘が腕の病気を患い、八方手を尽くしたが結局切断するより他に治療し難しという診察で、思案にくれていたが、「不図神仏祈念に心付き、大法院祖師堂内に勧請せられた淨行菩薩に祈誓をかけ、一心不乱に題目を唱えたところ次第に腕の具合が良くなり、今は以前と全く変わりなく仕事が出来るまでになった。これまさに「感能道交の機みなり」と、そのあらたかな靈験への驚きを記している。

ところでこの時代、管長や本山貫主らの地方巡化が積極的に行われた。とくに管長の場合、「妙法講」の推進が必ずしも順調とは言えない状況にあつてその派出布教への期待は大

きかつたようだ。果たして同講結成をみた例が「新誌」などで報道されているが、なかには同講設立の意義を理解し、大教院の学資不足を憂慮して、有志みずから管長の来訪を請うているケースもある。しかし、そうした合理的な理由のみでは説明しきれない例も少なくなかったとみえる。たとえば、明治一五年四月の熱田・中教院での布教にさいしては、「殿下の御教化を蒙りたしと豫ねく待設けたる湯仰の信者なれば何も里外より四来してさしも廣き境内も立錐の地を餘さず実に値ひたき空前絶後の盛会なり」と報じている。そしてさらに富山地方で行った布教の様子を、「該地の寺院始め信徒講中一同懇々御教諭を被り殊に御懇切の説教を聴聞し、一同随喜渴慕心肝に銘し実に生身の祖師に再び謁見る心地をなし」と伝えている。正にこの「生身の祖師」の再来という表現が物語るように、管長の親教は、近世期盛況をきわめた身延祖師の出開帳を彷彿させるものがある。

また、本山貫主による派出布教も目に付き、その結果新たな講社の設立をみた例も存在する。とりわけ、中山法華経寺および兵庫の同寺院傘下の「中山常経結社」や「中山祈禱結社」は、表のことくあちこちで結成されている。中山法華経寺は周知のように祈禱寺院として名を馳せ、従つて同寺所縁のこれら講社も、文字通り祈禱実践を活動の主眼とする「祈禱講」であると判断しよう。

特筆すべきは、祈禱の効果が地域の評判を呼んで人々の信心を促し、「妙法講社」へ加入する者が大いに増えた、という例が取り上げられていることである。福島県岩瀬郡大里村の一男性が明治一三年、足を病み立ててなくなる。医師の治療を受けるが一向に回復せず、村内の篤信の法華信者（行者か）に祈禱をしてもらい、かつその人の助言で七日間、家族ともども唱題行を修した。果たして全快し、男性一家のみならず治療に当たった医師も信者となった。これを知った「村内の人々信心を増進し妙法講社の社員となる者最と多き」と載せている。

このようにみてくると、新時代に即応した教団運営の在り方を求めるエリート層の思いが当時、基層の信者たちにとだけ届き、浸透したのか、はなはだ疑問とせざるをえない。信者一般の信仰を衝き動かす主たる動力源は依然として、本尊・祖師・經典（法華経）などの功德・靈驗・利生や、行僧・行者の祈禱力に対する期待にあったということがわかる。伝統的な私立講社の衰えぬ勢力、「妙法講」すらもその設立理念とは裏腹に旧来の講社の延長上で受け止められている現実、さらに大教院の存在意義をも右の期待がらみで捉える信者の実態等々が、こうした傾向を雄弁に物語っている。その意味では皮肉にも、身延山「願満の祖師」の大教院安置が、刷新の旗艦たるべき当院を、かえって伝統的な利益・救

済信仰の一要地たらしめる結果を生んだともいえよう。

六、おわりに

維新期の排仏運動の打撃に加え、西洋化の波が激しく押し寄せ、その象徴とも言つべきキリスト教の伝道活動が活発化する中で、仏教諸宗の間に旧態刷新の課題が焦眉の急として突き付けられたといえるが、このことは日蓮宗においてもむろん例外ではなかった。否むしろ同宗は、他に先がけて宗風一新の動きに着手したとみてよい。そして、変革への具体的指標の第一に信者教化の推進をあげ、その担い手たる僧侶の教化技能の育成をはかるには、教院体制の充実を期することが不可欠であるとの認識に立っていた。そこで、体制整備の財政基盤を強化するために教団がめざしたものが、新たな組織原理にもとづく講社の設立であった。すなわち、「妙法講」がそれで、各寺院を単位としつつも、統一的な規則を定め、一律の会費徴収によって運営する合理的な組織の確立を企図した。しかし、これまで考察してきたように、当の計画はスムーズに進捗したとはいえなかった。教団当局のねらいも物かは、宗内の現場に厚く堆積した伝統の地層は簡単に掘り返せなかつたのである。それを明瞭に示しているのが、『新誌』が「私立講社」と呼ぶところの旧来型講社の実態であった。その数の多さも然ることながら、維新以前からの歴史を有す

る講社も見受けられ、また合併・統合による場合も含め大きく規模を広げた例も希ではない。講社の活動をめぐっては、講社間のネットワークが緊密に結ばれ、いわゆる「十講」や「八講」をはじめとする講連合が種々形成されている状況がみられた。そして、開帳や会式などの行事開催に当たって寺院に奉仕する慣行が相変わらず講社の主要な役割の一つに数えられていたことがわかる。さらにこの種の講社にしばしば認められる特徴として、講元あるいは所縁の僧侶による祈禱の実践をあげうるが、三種の表に掲げた講社中にもそれと思しき例が散見された。たとえば表の「中山祈禱所」は、女性行者によって起こされ、大いに盛況をなした由であるが、かような行者は実際にはかなり伏在していたと見込まれる。

結局、教団刷新の期待を背に始動した「妙法講」運動であったが、一般信者層に激しく揺さぶりをかけるような推進力を発揮するには至らなかつた。本考察を通してそうした状況の一端が垣間みえたと思う。「妙法講」運動がむしろ、信者たちの志向する伝統的な靈驗・利生信仰の壁の厚さを再認識させることになつたともいえよう。正に「旧慣の沿習、容易に洗ひ難」き教団の現場に対する為政者の慨嘆が、それを物語っているのではないか。こうした基層の信仰を下支えしてきたのが伝来の講社であることを考えれば、この時代の日蓮宗にみる伝統と刷新のダイナミクスを探る上で、講社の実態

を掘り起こす作業はさらに進められる必要がある。同時に他宗の場合はどうであったか。いずれも、史資料の発掘も含め、今後の研究の展開に俟ちたい。なお、明治二十一年に発会した「扶宗同盟会」が順調に動き出した理由・背景としてどのようなことが考えられるか、またその頃からのちの「妙法講」は如何なる推移を辿ったのか、といった問題に本稿は言及しえなかつた。これらも後考を期したい。

註

(1) 詳細は割愛するが、二、三の例をあげれば、池田英俊『明治の新仏教運動』(吉川弘文館、一九七六年)、柏原祐泉『日本近世近代仏教史研究』(平楽寺書店、一九六九年)、二葉憲香編『国家と仏教(近世近代編)』(永田文昌堂、一九八〇年)など。

(2) たとえば豊田武は、明治初期の「教会大意」(後述)を契機に講社が相次いで結成・公認されたが、それは、神社系はもとより仏教系も相当数にのぼるものの、後者の実態を探る史料が欠けていると指摘する(文化庁編『明治以降宗教制度百年史』原書房、一九八三年、六五頁)。本稿でものちに言及するが、こうした公認の仏教系講社は実際には一部に過ぎず、むしろそれ以上に各宗派の行政当局が把握しえない講社が存在したと推測される。そのことを勘案すれば、当時の仏教系講社の状況を探る作業はさらに困難を伴うのが実状といえよう。

(3) 本門仏立講に関しては、西山茂「法華系在家教団の成立と変遷」(『明治期における講社の実態』(長谷部))

容 本門仏立講の場合、「(池田英俊他編『日本人の宗教の歩み』大学教育社、一九八一年)、佐々木宏幹編『現代のこころ』本門佛立宗(旺文社、一九八七年)、本門佛立宗開導百遠譚記念論文集編纂委員会編『佛立開導長松日扇とその教団』(平楽寺書店、一九九一年)などを参照。

(4) 文部省宗教局編『宗教制度調査資料(第六巻)』(原書房、一九七七年、九一頁(寛文二年)、一〇三頁(寛文五年)、一四五頁(元禄七年))。

(5) 『日蓮宗事典』(日蓮宗宗務院、一九八一年)の「宗報」および「日宗新報」の項目を参照。

(6) 『由来』では、講は構と表記されているが、本稿では講で統一することにしたい。なお同書によれば、日蓮宗では伝統的に構の字を用いる習慣があるという。しかしその理由については詳らかでないとしている(同書、一頁)。

(7) 同右書、二頁。

(8) 『新報』、二六五号。重複掲載と思われる例(福島県の「正信結社」、二六七号)もあるが、原文に従ってひとまず両者ともあけておく。

(9) 同右誌、一三〇号。

(10) この点は、当時の宗制や政府の諸達などを踏まえ、改めて検討したいと考えている。但、目下管見するところ、政府の諸達は概して、教会(所)、結社、講社等々の語の用法が曖昧で、それらの関係や異同が判然としない印象を受ける。

(11) 比留間尚『江戸の開帳』(吉川弘文館、一九八〇年)、北村行遠『近世開帳の研究』(名著出版、一九八九年)などを参照。

(12) 『由来』、一三頁。

- (13) 同右書、一五頁。
- (14) 同右書、一八頁。
- (15) 同右書、九頁。
- (16) 同右書、一二頁。
- (17) 表中の「木場結社」「神田靈応講」「浅草妙教結社」などが該当しよう。なお、「浅草妙教結社」は、分離と合併をともに経験している（具体的な内容は、『由来』を参照）。
- (18) 同右書、五頁。
- (19) 北村前掲書、一四三—一四四頁。
- (20) 「身延取持講」は、名称の変遷については不明で、従つて江戸末期の講名は定かでないが、身延山の江戸出開帳のさい取持役を果していたとのこと（『由来』、九頁）。
- (21) 同右書、一七頁。
- (22) 同右。
- (23) 同右書、一一—一二頁。傍点引用者。
- (24) 『日蓮宗事典』、「日亨」の項目を参照。
- (25) 『由来』、六頁。
- (26) 『日蓮宗事典』、「講」の項目を参照。
- (27) 同右書、「本院院流」の項目を参照。同流には日蓮宗の加行に準じた行法があり、それに入行することで所定の祈禱法が伝授される制度が設けられていたようだが、これまでほとんど論及されておらず、その実態は否として知られていない。
- (28) 『由来』、一一—一二頁。
- (29) この問題は別稿で論ずる予定である。なお仏教系行者の歴史と現状をめぐる論考に、拙稿「日本仏教と行者」「行者仏教」の世界（『宗教研究』三三三三三三号、日本宗教学会、二〇〇二

- 年）がある。
- (30) 『新誌』、一一三三号、明治一七年一月三日付。
- (31) 薩和上遺稿事蹟編纂会（以下、編纂会）編『新居日薩』、大空社、一九九四年復刊（原本は一九三七年、日蓮宗宗務院より刊行）、五九六頁。
- (32) 文化庁編前掲書、六〇頁。
- (33) 文部省宗教局編『宗教制度調査資料（第二巻）』、原書房、一九七七年、一一三—一一四頁。
- (34) 文化庁編前掲書、六一頁。
- (35) 同右書、六一頁。
- (36) 文部省編前掲書（注33）、八七頁。他の四條は割愛。
- (37) 同右書、一一—一二頁。他の六條は割愛。「講社免許条例」の具体的な内容については不明。
- (38) 同右書、一三四頁。「大教院事務章程（同年三月—四日達）」によれば、教正の管掌する事務を処理するに当たり、教部省の許可を要する条目（七カ条）と要しない条目（六カ条）とに分ち、講社結成の免許に関しては前者の第六条に掲げられている（同書、一一三—一一五頁）。
- (39) 文化庁編前掲書、六三頁。
- (40) 文部省編前掲書（注33）、一一三八頁。
- (41) 同右書、一一九—一四〇頁。
- (42) 編纂会編前掲書、六七四—六七五頁。
- (43) 同右書、五九三頁。
- (44) 同右書、六七九頁。
- (45) 同右書、五九七、六七五頁。
- (46) 同右書、六七九頁。

- (47) 同右書、二二八頁。
 (48) 『新誌』、三〇号(明治二四年八月二四日付) および三一号(同年九月二三日付) に分割掲載。また同右書、一四八—一五〇頁に所収。
 (49) 文化庁編前掲書、七〇—七一頁。
 (50) 『新誌』、三三三号、明治二四年一〇月二三日付。編纂会編前掲書、一五一頁に所収。
 (51) 同右書、一五一—一五二頁。
 (52) 『教報』、一八八号、明治二二年六月二三日付。傍点引用者。なお文中の兩宮法論寺は表の(209)では兩宮村法輪寺となっている。どちらが正しいかは目下未確認である。
 (53) 『新誌』、六〇号、明治二五年八月二三日付。
 (54) 同右誌、一二三三号、明治二七年一月二三日付。
 (55) 同右誌、六六号、明治二五年一〇月二三日付。傍点引用者。
 (56) 同右誌、三八号、明治二四年二月二四日付。
 (57) 同右誌、一一五号、明治二七年四月三日付。
 (58) 同右
 (59) 同右
 (60) 池田英俊『明治仏教教会・結社史の研究』、刀水書房、一九九四年、九八頁。
 (61) 同右
 (62) 『新誌』、三三八号。
 (63) 『教報』、一八九号、明治二二年六月二八日付。傍点引用者。
 (64) 同右誌、二〇八号、明治二二年一〇月五日付。
 (65) 同右誌、二〇九号、明治二二年一〇月一〇日付。同二〇号、明治二二年一〇月一五日付。

- (66) 同右誌、二二四号、明治二二年一月五日付。同号には「扶宗同盟会」の広告が掲載され、「本会備過般規則書発表以来東西遠近より続々加盟者相増し既に数百名の多さに上れり」と順調に滑り出した様子を伝え、就いては同会則第五項にもとづき、機関紙を発行する旨報している。
 (67) 『新報』、二二八号、明治二二年一月二三日付。
 (68) 『新誌』、二五号、明治二四年五月二八日付。
 (69) 同右誌、二九号、明治二四年八月二三日付。
 (70) 同右誌、九九号、明治二六年九月二三日付。
 (71) 同右誌、一〇〇号、明治二六年一〇月二三日付。
 (72) 同右
 (73) 『新報』、二三七号、明治二二年三月八日付。
 (74) 『新誌』、一〇〇号。
 (75) 『新報』、二三八号。
 (76) 『新誌』、六七号、明治二五年一〇月二三日付。
 (77) 同右誌、五二号、明治二五年五月二三日付。
 (78) 同右誌、六〇号。
 (79) 同右誌、三五号、明治二四年一月二三日付。

- 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80 79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67
 濱川御林町十二日講
 芝蓮台講
 深川御花講
 深川二十三日講
 砂村結社
 深川十二日講
 深川六間堀結社
 堅川千部講
 本所未広講
 本所柴又祭礼講
 福井丁自我偈講
 元大乘講
 浅草二神講
 浅草十一日講
 龜岡丁太鼓講
 中山祈禱元講
 下谷龍泉開運講
 下谷三宝講
 下谷十四日講
 柴又經栄講
 外神田結社
 神田御造酒講
 神田初子講
 神田十三日講中

- 114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103 102 101 100 99 98 97 96 95 94 93 92 91
 桜田結社
 飯倉結社
 芝桜花結社
 猿町結社
 品川四天王講
 深川佐賀町講
 深川十橋妙法講
 深川大工丁結社
 扇橋十二日講
 清淨結社
 大塔婆講
 本郷獅子王講
 下谷中村結社
 駒込身延取持講
 小石川巢鴨御日傘講
 小石川顯壽講
 雜司ヶ谷十二日講
 堀ノ内結社
 四谷經法講
 四谷元講
 青山十二日講
 村雲結社
 芝三田結社
 二本榎結社

- 138 137 136 135 134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122 121 120 119 118 117 116 115
 雜司ヶ谷子安講
 成子結社
 四谷立花講
 麻布十二日講
 赤坂身延最初講
 西久保結社
 芝陀羅尼講
 白金結社
 洲崎結社
 芝口結社
 深川題目講
 片瀬御綿講
 小名木川結社
 日本橋区むつみ連
 宝塔講
 本郷講
 駒込一心講
 板橋結社
 牛込結社
 音羽大法講
 池袋村結社
 新宿結社
 四ツ谷常楽講
 青山栄統講

- 139 安国結社
 140 市谷結社
 141 今井久保結社
 142 日暮里村結社
 143 本郷大乘講
 144 湯島御花講
 145 神田顯法社

表 “ 全国 ” 公称講社 “

- | | | |
|----|-----------|--------------------|
| 1 | 一心結社 | 東京府下谷区竹町12番地 |
| 2 | 光明結社 | 同府四ツ谷区永住町1番地 |
| 3 | 妙見結社 | 同府芝区芝愛宕下町1丁目1番地 |
| 4 | 承教結社 | 同府芝区二本榎1丁目承教寺 |
| 5 | 長遠結社 | 同府北豊島郡下駒込村624番地 |
| 6 | 中山祈禱結社 | 同府本府区徳右衛門町40番地 |
| 7 | 身延結社 | 同府北豊島郡谷中村妙法寺 |
| 8 | 安国結社 | 同府本所区横綱町1丁目22番地 |
| 9 | 中山芝三光結社 | 同府芝区柴井町18番地 |
| 10 | 泉諦結社 | 同府日本橋区南茅場町39番地 |
| 11 | 浄心結社 | 同府深川区豊岸町浄心寺 |
| 12 | 莊嚴結社 | 同府京橋区越前堀町2丁目1番地 |
| 13 | 神田八講 | 同府神田区千代田町14番地 |
| 14 | 神田女人結社 | 同府本郷区本郷4丁目52番地 |
| 15 | 取持結社 | 同府本郷区駒込浅賀町16番地 |
| 16 | 萩野結社 | 埼玉県北埼玉郡北小浜村 |
| 17 | 曾式結社 | 神奈川県横浜区戸部町4丁目136番地 |
| 18 | 龍口御膳結社 | 同県鎌倉郡片瀬村龍口寺 |
| 19 | 女人結社 | 同県横浜区長者町8丁目83番地常清寺 |
| 20 | 龍口千部久良喜結社 | 同県鎌倉郡片瀬龍口寺二本社アリ |
| 21 | 妙法講社 | 同県足柄下郡中島村33番地 |
| 22 | 龍口千部橘樹結社 | 同県橘樹郡保土ヶ谷町465番地 |
| 23 | 中山結社 | 同県久良岐郡平沼新田116番地 |
| 24 | 進徳結社 | 同県高座郡淵野辺村350番地 |
| 25 | 妙栄結社 | 同県三浦郡佐野村560番地 |
| 26 | 龍口千部香川組結社 | 同県鎌倉郡片瀬村龍口寺 |

27	妙法講久遠結社	同県高座郡藤沢駅大坂町894番地
28	中山折禱結社	同県大住郡須高村元須賀村445番地
29	清正結社	同県相模足柄下郡前羽町前川341番地
30	熱海結社	静岡県加茂郡熱海村大楽寺
31	葦山結社	同県田方郡葦山町
32	立正結社	同県同郡加殿村妙国寺
33	三島結社	同県君沢郡三島宿六反田町本覚寺
34	龍水結社	同県有渡郡松村
35	立行結社	同県君沢郡玉沢村妙法華寺中
36	道上結社	同県駿東郡中土狩村58番地円久寺
37	開運結社	同県加茂郡下田町1011番地本覚寺
38	積善結社	同県富士郡黒田村
39	扶教結社	同県同郡羽觷村
40	正法結社	同県佐野郡仁藤村
41	安国結社	同県富士郡石山本村実相寺
42	立正結社	同県有渡郡沓谷村運永寺
43	常住結社	同県同郡静岡寺町感応寺
44	広布結社	同県同郡楠新田256番地
45	至信結社	同県同郡池田村本覚寺
46	勇進結社	同県庵原郡興津宿耀海寺
47	一乗結社	同県駿東郡沼津宿妙覚寺
48	正信結社	同県同郡沼津宿妙海寺
49	栄昌結社	同県同郡大諏訪村榮昌寺
50	妙法講旭結社	同県同郡松長村蓮窓寺
51	昌原結社	同県同郡原宿昌原寺
52	妙栄結社	同県同郡平沼村法華経寺
53	薩般若結社	同県同郡下香貫村塩満寺
54	妙蓮結社	同県同郡香貫村妙蓮寺
55	法蓮結社	同県敷知郡浜松8番地村法雲寺
56	実盟結社	同県加茂郡玖須美村元和田村180番地
57	身延要品結社	同県富士郡元吉原村鈴川字砂山
58	身延七面結社	同県遠江國長一ノ郡掛塚村
59	誠心結社	同県田方郡函南村間宮妙蔵寺
60	妙法講妙法結社	岐阜県武儀郡上有知村之内字西上野
61	妙法講華光結社	同県加茂郡市橋村之内字仲内
62	妙法講経王結社	同県厚見郡太田村之内字光徳
63	妙見結社	同県本巣郡穂積村11番地松野栄蔵
64	昌行結社	同県土岐郡高山村3番地
65	七面結社	同県可兒郡大原村110番地
66	清浄結社	愛知県西春井郡阿原村688番地
67	廣宣結社	同県同知多郡横須賀村40番地
68	開運結社	同県西春井郡井瀬木村
69	妙見結社	同県志多郡龜崎村357番地
70	妙見結社	同県同郡成岩村98番地大橋辰五郎
71	立正結社	同県西春井郡土器野新田甲62番地
72	清浄結社	同県西春井郡市之久田村227番地
73	妙法講清浄結社	同県中島郡陸田村599番地
74	合掌結社	同県碧海郡安城村字石ヶ曾根

75	中山常経結社	山梨県西山梨郡上府中組元紺屋町	99	妙宗結社	同県喜多郡古田村357番地
76	中山常経結社	同県南巨摩郡諏沢村感応寺	100	誠信結社	新瀨県古志郡長岡町字長町1642番地
77	開運結社	同県同摩郡諏澤村蓮久寺	101	清浄結社	同県北蒲原郡白田村1353番地
78	妙法講第八号支分	同県北巨摩郡河原村92番地	102	弘祐結社	熊本県玉名郡上井手村
79	山梨妙法講十三号結社	同県南巨摩郡増穂村妙法寺中	103	久成結社	同県同名郡長洲町2017番地
80	妙法講一心結社	同県同郡身延村久遠寺支院大林場	104	常妙結社	同県下益城郡大沢水村
81	中山常経結社	同県南都留郡宝村304番地	105	皆成結社	同県阿蘇郡赤馬村1848番地ノ2
82	源結社	同県中巨摩郡源村了円寺中	106	真浄結社	宮崎県東臼杵郡栗野名村
83	三光結社	同県西山梨郡千塚村字大橋	107	妙見結社	和歌山県海部郡加茂谷字方村
84	有野結社	同県中巨摩郡源村長福寺中	108	誠信結社	京都府紀伊郡伏見備後町33番地
85	七面結社	同県東八代郡豊富村浅利組字宮ノ下東向2605番地	109	妙法結社	同府上京区第21組武衛陣丁221番地
86	中山常経結社	同県西八代郡八ノ尻村996番地	110	妙見結社	同府興謝郡日ヶ谷村第114番地内教寺
87	身延一心結社	同県中巨摩郡龍王村法久寺	111	照明結社	山形県東村山郡中野村上番外1番地
88	妙栄結社	山口県厚狭郡埴生村第2第10番地	112	大宝結社	同県西村山郡三中村65番地
89	仏乗結社	同県同郡松屋村第15番地	113	為法結社	大阪府島下郡千堤村41番地
90	妙善結社	同県同郡吉見村411番地	114	晴明結社	同府西区立売堀南通3丁目90番地
91	開明結社	愛媛県温泉郡湯山村ノ内水口村427番地	115	正徳結社	同府能勢郡東能勢村大字切畑字谷山ノ内
92	安德結社	同県喜多郡上老松村乙85番地字久保林地	116	栄久結社	福島県標葉郡西台村74番地
93	篤信結社	同県越智郡北浦村字長田	117	中山常経結社	同県信夫郡曾根田村字南畑10番地
94	朝日結社	同県久米郡平井谷村	118	立正結社	同県伊達郡徳江村48番地
95	和合結社	同県西宇和郡八幡浜浦594番地	119	長久結社	同県田村郡御代田村雀宮1番地
96	真善結社	同県温泉郡北斎院村296番地	120	正信結社	同県同郡下舞木村字正初平116番地
97	育波結社	同県同郡重町2丁目	121	妙法講如説修行結社	宮城県刈田郡五賀村6番地
98	平等結社	同県越智郡宮ヶ崎村甲611番地ノ内第一字柏谷	122	妙法講第八清浄結社	同県牡鹿郡石巻村久同寺

123	妙法講社	同県本吉郡気仙沼村660番地
124	妙法講結社	同県柴田郡下名生村34番地
125	妙法講結社	同県西磐井郡中里村70番地
126	妙法講学志結社	岩手県東閉伊郡宮古邸
127	護法結社	同県南閉伊郡大槌村字夏本18番地
128	妙法講結社	同県東磐井郡母体村字伏畔37番
129	正信結社	福島県田村郡下舞木村字正初平
130	正法旺明結社	同県志摩郡泊村523番地
131	開運結社	同県宗像郡河東村1239番地
132	平等伸権結社	同県嘉磨郡大隅村103番地
133	妙龍結社	同県那珂郡上梶原村762番地
134	同心結社	同県御笠郡牛島村321番地
135	新々結社	同県上妻郡北矢部村100番地
136	報恩結社	同県三瀧郡金納村259番地
137	信力結社	同県宗像郡田野村900番地
138	仏乗結社	同県遠賀郡折尾村875番地
139	振田結社	同県御井郡国分村1535番地
140	修善結社	同県上妻郡笠原村4ノ853番地
141	神力結社	茨城県豊田郡水海道駅字龜岡2550番地
142	吉祥結社	同県東茨城郡大塚村24番地
143	浄教結社	同県河内郡大徳村字内野353番地
144	一心結社	同県西茨城郡岩間上郷28番地
145	妙法講一乗結社	同県豊田郡谷村4番地
146	顯正結社	同県新治郡土浦町914番地
147	中山常護経結社	同県鹿島郡田島村字箕輪64番地
148	実相結社	同県豊田郡西豊田村大字栗野
149	妙法結社	青森県中津軽郡弘前新寺町
150	妙法講普潤結社	徳島県名東郡寺町本行寺
151	三好結社	同県名東郡西黒田村南郷117番地
152	白毫結社	北海道庁増毛郡増毛島中町106番地
153	御花結社	兵庫県河辺郡戸ノ内村第3番地
154	擁護結社	同県多可郡下比延村107番地
155	真実結社	同県水上郡下新庄村岡田山
156	信力結社	同県菟原郡都賀浜村大石247番地
157	精信結社	同県多紀郡四斗谷村17番地
158	信力講	同県水上郡太田村39番地
159	勇猛講社	同県神東郡粟賀村ノ内中村23番地
160	北辰結社	同県菟原郡荻合村字山城山1277番地
161	熊野講社	佐賀県佐賀郡淵又村153番地
162	天拝結社	同県小城郡金田ケ里101番地妙円寺
163	第二天拝結社	同県杵島郡中野村6番地
164	修善結社	同県同郡大崎村又35番地
165	開運結社	同県小城郡多久原村119番地
166	開運結社	同県東松浦郡禰田村字畑川内又ノ61番地
167	朝日結社	同県小城郡小侍村255番地
168	大法結社	長崎県南高来郡南串山村字西平川向10391番地
169	第四清浄結社	同県長崎湊本蓮寺
170	円融結社	同県北松浦郡鹿町村12番地

171	経力結社	鳥取県日野郡久古村30番地
172	妙法講信徹結社	同県邑美郡栗谷町49番地
173	永運結社	同県同郡片原町1丁目153番地
174	妙見結社	同県同郡田島郷51番地
175	開運結社	同県日野郡字東9番地
176	弘教結社	同県邑美郡西品治村25番地
177	唱題結社	同県高草郡細見村649番地
178	盛布結社	同県栄郡富海村45番地
179	妙見結社	鳥根県鳥根郡坂本村37番地
180	妙伝結社	栃木県塩谷郡大宮村45番地
181	根本結社	同県同郡狭間田村字根本坪83番地
182	修善結社	同県金沢村68番地
183	実相結社	同県下都賀郡藤井村60番地
184	経王結社	同県足利郡今福村21番地
185	妙法講社	同県同郡大前村
186	斎藤結社	秋田県平鹿郡睦成村7番地
187	妙信結社	同県同郡田根森村113番地
188	法弘結社	同県南秋田郡大川村
189	広布結社	同県同郡大森村字高口水戸堤92番地
190	因縁結社	同県仙北郡正手沢村2番地
191	大乘結社	同県南秋田郡土崎湊清水町49番地
192	隆盛結社	同県南秋田郡飯塚村
193	正進結社	同県南秋田郡宇治木村
194	最上結社	同県山本郡能代町字家後69番地
195	妙法講法栄結社	同県平鹿郡十日町42番地
196	法立結社	同県南秋田郡一日市村153番地
197	米内沢結社	同県北秋田郡米内沢村字ラツマ沢93番地
198	折禱結社	千葉県武射郡木戸台村3番地
199	神力結社	同県東葛飾郡駒木新田185番地
200	中山祈禱結社	同県山辺郡東金町1137番地
201	妙法講立正結社	長野県南佐久郡高野町村
202	開運結社	同県上伊那郡伊那郡村第477番地
203	開運結社	同県上水内郡南長野町第473番地
204	真誠結社	同県更級郡杵淵村32番地
205	清浄結社	同県北佐久郡小諸町実大寺
206	長妙結社	同県下伊那郡根羽村300番地
207	宗輝結社	同県北安曇郡大町駅635番地
208	中山祈禱結社	同県東築摩郡松本北深志町1番丁66番地
209	清浄結社	同県埴科郡雨宮村法輪寺
210	清浄結社	同県小県郡上田町本陽寺
211	清浄結社	同県上水内郡長沼津野村原立寺
212	清浄結社	同県埴科郡松代町蓮乗寺
213	清浄結社	同県水内郡飯山町本光寺
214	清浄結社	同県高井郡中野町鈴泉寺
215	充合結社	広島県高宮郡可部町689番地

表 明治末期における東京の主要講社

【神田八講】							
講名	創立年	講元	員数	特徴			
1 神田元講	八代將軍吉宗の時代	三須安五郎 (神田区平永町)		身延の祖師出開帳にさいしての取締の必要から信者の多い神田に講を結成した。以来開帳送迎のとき、行列の先頭に立った。			
2 東神田結社	母胎は江戸期	田中金八 (下谷区御徒町一丁目)		「神田元講」より分派。元講と行動を共にする。			
3 神田市場講		三扇源次郎		現在、講元が居らず休止状態。			
4 神田二十五日講 堀の内系?	約150年前	篠塚龜吉 (神田区一ツ橋通町)		堀の内妙法寺の「山付き」。二十五日千部会の際に世話をすることから起こった。池上本門寺への御綿奉納を定例としている。			
5 神田十三日講	約200年前	平田松五郎 (神田区福田町)		元講につづいて組織された。行動はすべて元講と同様。			
6 神田壽講 堀の内系	約150年前	杉山豊 (神田区籠開町)		駿河屋七兵衛の創立にて、元は「江戸壽講」と称した。当時は堀の内の「山付き」で、開帳のときは、本講が第一に拝礼をした。諸山の開帳等のさいは元講と行動を同じくする。			
7 神田我身講	明治初年	青木隆蔵 (浅草区永住町)		神田区福田町の伊藤清七氏の創立。現講元で三代目。行動は他の「八講」に準ず。			
8 神田和合講	江戸期	松本千蔵 (神田区相生町)		維新以前は諸山の開帳等の取締りを行った。本講使用の幡は他講のとき柿色幡ではなく切幡。それ以			

明治期における講社の実態（長谷部）

9 神田池上取持講				<p>外は他の「八講」と同じ。 現在は講元が居らず休止。</p>
10 神田一心講	明治39年頃 我身講より分離	福井幸太郎 （下谷区御徒町）		<p>先代講元の尽力で組織。先代は30年来「我身講」の世話人を勤めたが、意見の衝突を生じて分離。行動は他の「八講」と同じ。</p>
11 神田靈応講 片瀬・龍口寺系 （身延、柴又も）	明治18年頃	安保彌三郎 （神田区和泉町）		<p>元は、「神田片瀬講」と称す。その後「外神田講」と合併し、「神田和合」となる。（和合講から分派した？）。講名は身延山74代日鑑上人の命名。身延、片瀬には毎年、柴又には庚申に参拝す。 由来不詳</p>
12 神田御花講		関龜次郎		
13 神田要言講	元禄年間			<p>深見要言氏の創立。明治初年より松本氏が講元をつとめ、その後斎藤善助・山田勤助・大野安兵衛・清水市太郎の四氏にて40年来世話してきた。</p>

【東京八講】

講名	創立年	講元	員数	特徴
14 本郷唱導結社	江戸期 本郷区で最古	山本常吉 (本郷区本郷3丁目) 世話人 影山喜太郎 松元喜之助 等。	200名余	本郷区で最古の法華信者集団。初めは単に「本郷」と呼ばれ、次第に「本郷の講」、「本郷講中」、そして「本郷講」と称されるようになり、明治20年頃今の名称となる。当時「御花講」が解散し、講員の多くが本講に帰す。山本氏の尽力で、17、8名に減った講員が200名を超すまでになり、益々増加する勢いである。
15 御日傘講 京都瑞龍寺系	江戸初期?	吉田半兵衛 (小石川区大門町)		元は、「小石川講」、京都瑞龍寺の祖師像、江戸出開帳のさい、靈像に御日傘を差しかけたことにちなみ、本講名を付けた。元来この講は他山の出開帳には関与しなかつたが、今は他山の場合も運台に御日傘を差しかけることとなった。
16 小湊誕生講 誕生寺系	延宝年間	神尾昌太 (日本橋区箱崎町)	約200名	元は、「小網町講中」と称す。本講に尽力した真弓一心師の縁故にて小湊誕生寺に属し、また日本橋浜町・清正堂にも隷属す。諸山の出開帳には、膳綱を納める習慣あり。また身延・池上・誕生寺の各寺には常に香炉その他の奉納を欠かさない。
17 身延取持講 身延山系	江戸期	普文次郎 (日本橋区濱町)		元、「身延山最初取持講」と称したが、古来当地で出開帳をなすときは、まず本講が万端の世話をする。ことから現講名を唱えるに至つた。身延山の東京における宗務については、最初に本講に相談しなければ何事も為しえない。身延山法主代替わりのさいに

18	吉原帝釈講	小澤寅吉 (浅草区田町)	約100名	<p>は、直筆の曼荼羅を授与される慣例あり。 元、「水引講」を名乗っていたが、後に「吉原水引講」と改め、さらに明治41年、現在名にした。諸山の開帳に水引を奉納す。小湊・片瀬等の水引は皆本講の納めるもの。</p>
19	身延最初赤坂結社 身延系？(池上、堀の内も)	森川國三郎 (赤坂丹後町)	約200年前？	<p>約200年前より「赤坂通夜講」として、池上本行寺の祖師入山会にさいして同寺に詰めるのを慣例とす。諸山には、花を奉納。文化14年、身延山55世日蓮上人より現講名を授かる。「東京八講」に属してからは、諸山出開帳のさい送迎賽銭の取持に従事す。明治に入り、すこぶる衰退したが、現講元の尽力により、今の盛況を見るに至った。</p>
20	芝蓮台講			沿革不詳
21	両国東西講	大貫忠次郎 (日本橋区両国薬研堀町)		沿革不詳
22	四ッ谷講			沿革不詳

【その他】

講名	創立年	講元	員数	特徴
23 東京身延常経講 (身延御真骨常経講) 身延系	文化文政年間頃	大川吉兵衛 (日本橋区新乗物町) 鈴木文静師が講務を代理。	約30名	長谷川町「善綱講」の有志が毎年、身延御真骨常経料30両を納めたのを起源とす。さらに慶応年間、建石・赤井・桜井・大川・伊藤らの篤志が相はかつて基礎金を積み、明治10年、15円永代常経料として納め、これをもって本講の眼目とす。
24 二本檀講 池上系	約100年前 原形は、池上本門寺開山の頃	高橋繁次郎 (芝区一本檀町1丁目75番地)	約70名	元、「十五日講」と称し、高輪台町宇田川氏講元なりしも、同氏死後は高橋氏が跡をつぐ。池上に属すが、諸山出開帳には常に寄付す。
25 池上桜花講 池上系		高橋治之助 (芝区田町5丁目3番地) 講務代理 高橋鶴三郎 (田町4丁目6番地)	約50名	本門寺開山と同時に起こった古い講社。会式のさい、お花を奉納する目的で設けられた。徳川時代は池上において格式を有していた。本講の三宝の旗が池上の本堂に入らなければ、他の講は入ることができなかった。
26 有志講 (一時題目講と称したが、旧に復す)	80年程前	目下講元は置かず世話人 荒川十三郎 (麻布区北日ヶ窪町20番地)	約80名	荒川氏が中興の裾。前講元の怠慢で衰えたが氏の幹旋努力で従前にまさる盛況ぶり。信者が熱心。諸山の開帳には常に尽力す。講員は、当区に限らず、浅草・日本橋・神田・牛込・芝などの各区にわたる。
27 一心常経講 池上系	明治37年	西條龜吉 (麻布区谷町62番地)	400名以上	西條氏の尽力で盛大化。池上はもとより他の本山に對しても絶えず力を尽しつつあり。
28	文化年間以前?	高橋安衛門	70余名	旧名、「音羽講」。のちに大法山本伝寺の山号を取っ

明治期における講社の実態（長谷部）

<p>大法講 大法山本伝寺系</p>	<p>明治4年頃</p>	<p>（小石川区音羽町9丁目1番地） 講務代理 大塚国次郎 （西江戸川町）</p>	<p>約70名</p>	<p>て講名とした。音羽講の名は、文化以前はいづれの結社も町や郡村名を用いるところから付けられた。音羽町から関口にかけて講社多し。</p>
<p>牛込顯寿講</p>	<p>明治4年頃</p>	<p>中川常吉 （牛込区改代町33番地）</p>	<p>約70名</p>	<p>元は改代町内から講員を募ったが、今は牛込、小石川両区を含む。</p>
<p>30 神田神通万代講 池上、堀の内両系</p>	<p>約280年前</p>	<p>和久井喜次郎 （神田区松下町） 世話人 若林松五郎 （神田区同朋町1番地） 真弓重五郎 （神田区錦町2丁目）</p>	<p>100余名</p>	<p>神通・万代の2講が、明治45年1月合併。両世話人の尽力による。会式のさいは、池上講中、中道院を借りうけ、妙字の幟を立てて、目印とし、ここを講員の集合所とする。</p>
<p>31 市谷報恩講 身延系</p>	<p>約280年前</p>	<p>古井市蔵 （先代より引きつく）</p>	<p>約80名</p>	<p>市内に現存する講社中最古。「江戸八講」の1つ（神田八講・東京八講とは別）。沢庵和尚と問答して有名な身延山33代日亨上人の組織した講社。人数少ないが、信心堅固な人が多く、身延、池上、堀の内などにある古き諸道具には、本講の寄進したもの甚だ多し。元「牛込講」と称したが、区内に数講できたので、まぎらわしいので改稱。</p>
<p>32 本郷獅子王講 池上、身延系</p>	<p>嘉永元年</p>	<p>湯浅栄蔵 （本郷区東竹町5番地）</p>	<p>約60名</p>	<p>嘉永元年、榎本喜平治・松田貞二郎両人の尽力で、「本郷講」より分離。維新のさい、一時瓦解。</p>
<p>33 本郷獅子王講 池上、身延系</p>	<p>明治31年</p>	<p>三谷代五郎</p>	<p>70余名</p>	<p>芸人芸妓が中心。</p>

池上長栄 天常燈 講 池上長栄系	慶応年間	(浅草区福井町1丁目19番地)	約50名	妙法寺の幹部会を動めることを眼目とす。
34 日本橋十三日講 堀の内系	50年前	講演ではないが鈴木文静師が管理している。 神尾昌太郎	60余名	妙法寺はいずれの講中からも大提灯の奉納は受けない定めだが、本講だけは、大提灯6張を奉納している。
35 堀の内千部講 堀の内系	文化年間以前	松岡菊三郎 (下北豊島郡高田村字高田)	市区のみで50余名 行徳、船橋を合わせれば、すこぶる多数。	もと「千部講社」(日本橋馬喰町)と称し、行徳や船橋の信者を合わせて堀の内の千部を動めてきた。講演、世話人が代わるうち近年衰退す。先代が講演となつて妙法寺住職より「安栄講」の名を与えられる。以来、もりかえす。もともと行徳、船橋は遠いから千部会るとき講演が弁当を用意したが、近來これを止めた。しかし、だからといって行徳、船橋と分離してはいない。
36 堀の内安栄講 (妙法寺住職命名) 堀の内系	分離 明治21年	石井堅蔵 (日本橋区松島町) 世話人 鈴木喜三郎 (同区蠣殻町2丁目15番地) 福原鎗吉 (同3丁目13番地)	約70名	明治21年「妙行講」より分離、独立。「妙行講」が頭本派に属したため、池上に属するを至当とする議員が同講を脱す。2人の世話人を推す。池上山付だが、諸山の事に関しては「東京八講」と行動を共にす。
37 妙法一心講 池上系				

<p>38 牛込千部講 （妙法寺住職命 名） 柴又系</p>	<p>明治17年</p>	<p>貸本商・池田清吉 （牛込区細工町26番地）</p>	<p>300余名</p>	<p>「牛込新講社中御心得方広告」の記載あり。池田氏ら信者三名が住職と面会相談して、「千部講」結成を決議す。以来、加入者が増える。月々、各自一銭の懸金、御札など各講員へ配達。庚申の月は必ず帝釈天に詣る（但、5月の他は参拝随意）。</p>
<p>39 谷中帝釈講 柴又系</p>	<p>寛政年間</p>	<p>熊井松五郎 （下谷区上野桜町35番地）</p>	<p>約100名</p>	<p>帝釈天信仰により結社した。維新のさい一時中絶したが、明治の初年、熊井氏の尽力で復興。諸山の開帳には、講元仲間の依頼に常に応ずる。庚申には必ず帝釈天を参拝。</p>
<p>40 八丁堀帝釈講 柴又系</p>	<p>明治13年</p>	<p>形屋徳三郎 （深川区門前山本町） 講務代理 秋山三五郎 （京橋区八丁堀岡崎町2丁目）</p>	<p>約250名</p>	<p>「蠣殻帝釈講」より分離、独立。什宝、日龜上人直筆の曼荼羅有す。池上会式るとき、本成院を借り受け、この曼荼羅をかかけて、講員の集合所とする。庚申の月は、柴又に参詣</p>
<p>41 京橋帝釈講 柴又系</p>	<p>明治13年</p>	<p>松田覚太郎 （京橋区松屋町3丁目8番地）</p>	<p>約160名</p>	<p>明治13年、「築地帝釈講」として創立。明治42年6月、「京橋帝釈講」と改名。佐渡始願一圓菩提曼荼羅を什宝とする。池上会式るとき、長栄稲荷の前額堂を借り受けて講員の集合所とし、この曼荼羅をかかげるのを慣例とする。庚申の月は帝釈天参拝。</p>
<p>42 小網町結社 柴又系</p>	<p>明治18年</p>	<p>神尾昌太（郎？）</p>	<p>約60名</p>	<p>柴又の出開帳のさいは、本講が中心となって世話周旋するの例あり。庚申の月、柴又に参拝。</p>
<p>43 蠣殻帝釈結社</p>	<p>明治18年</p>	<p>秋本春吉 （深川区森下町19番地）</p>	<p>約160名</p>	<p>秋本氏の尽力で成立。柴又参拝（庚申の月）はむろん、身延、池上、堀の内にも関係あり。池上、堀の</p>

48	柴又系 （題経寺住職命名）	約100年前	伊佐治恵達師	約100名	「寺町講」「御水屋講」「龍神祈祷講」と推移。
47	下谷題経講 （題経寺住職命名）	約300名	森田新三郎 （下谷区二長町）	約300名	高田八右衛門・篠崎喜平両氏の創立。「下谷題経講」の名は、題経寺三代前の住職がつけた。一時衰退。森田、世話人奥野定次郎の両人の尽力で、28名から300名へ発展。諸山の出開帳のさい、他講社や諸山の依頼あれば、世話、賛助に応ずる。
46	八丁堀取持千部 講 柴又系	明治27年	大久保金太郎 （日本橋区北島町） 世話人 福田一太郎	約70名	明治27年、大久保 福田両氏の組織したもので、以後5年間非常に苦心した末、ようやく整った。今なお尽力せり。「東京睦講」加入7講のひとつ。庚申の月、柴又参拝。池上会式は、寺中輪堂を借り受けて講員の集合所とする。
45	南北小名木川結 （講？）社 柴又系	16年前	並木由太郎 （深川区東扇橋町75番地） 世話人 杉田定次 本沢清八 田中千之助 田島七兵衛	約180名	申の月、柴又参拝。又、千部会の時は必ず参拝。
44	月参講 柴又系	明治35年3月	宮崎廣吉 （小石川区武島町13番地）	約200名	内の千部会はかならず勤む。日朗・日親上人の直筆を什宝とする。

明治期における講社の実態（長谷部）

<p>龍神祈禱講 （題經寺住職命 名） 柴又系</p>		<p>（下谷区西町3番地）</p>		<p>近來やや衰勢なるを、伊佐治師が再興。積金が相当ある。師は教会所設立を素願としている。什宝に經机あり。いずれの出開帳にも、この机を提供するのが慣例。庚申には必ず柴又参拜。</p>
<p>49 東京浅草帝釈結社 柴又系</p>	<p>明治38年</p>	<p>田中鍊義 （浅草区田原町14番地） 幹事 鈴木三之助 （下谷区山吹町17番地）</p>	<p>約200名</p>	<p>田中氏の創立。明治38年「東京帝釈事務所」として題經寺の許可を得る。「東京浅草帝釈結社」と改名す。さぶる盛大。庚申の月、1人につき金一圓を題經寺に奉納してきたが、今は50銭を奉納することに改めた。</p>
<p>50 神田經宋講 柴又系</p>	<p>明治19年</p>	<p>池上長次郎 （本所区松井町1丁目）</p>	<p>約170名</p>	<p>明治19年、帝釈天出開帳のおり、池上と篠原喜平（神田区和泉町二番地）兩人の尽力で設立。最初は平井善吉氏（神田区岩本町）が講元。明治44年より池上が継ぐ。「外神田万代講」より分離、独立。庚申の月、柴又参詣。</p>
<p>51 浅草妙教結社 柴又系</p>	<p>明治44年</p>	<p>大江金太郎 （浅草区神吉町13番地） 世話人 中村斧吉ら</p>	<p>約100名</p>	<p>明治44年、「靈心講」より分離、独立。「題目陸講」と合併。庚申の月、柴又参詣。諸山の開帳に關係。</p>
<p>52 帝釈御前立講 柴又系</p>	<p>約200年前</p>	<p>加藤長右衛門 （麹町区麹町4丁目2番地）</p>	<p>約130名</p>	<p>歴史古い。現講元の家は、数代前より代々講元を勤める。講員は信心堅固なる者のみ。</p>
<p>53 四谷構結社 柴又系</p>	<p>明治10年頃</p>	<p>講務代理 沢田定次郎 （麹町区麹町7丁目8番地）</p>	<p>約150名</p>	<p>明治10年頃、「四谷元講」（「麹町結社」？）より分離。沢田氏は、明治13年より事務を取扱ってきた。「東京十講」に加盟したこともある。今は独立講。</p>

<p>54 麹町結社 柴又系</p>	<p>約200年前</p>	<p>伊藤初太郎 (麹町区麹町6丁目) 世話人 沢田定次郎 森田梅吉 (深川区黒江町11番地)</p>	<p>約250名</p>	<p>もっぱら帝釈天の活動に力を尽くす。ただし、諸山の出開帳には取持、世話をする。 麹町区内最古。「四谷橋結社」は本講の分身。講の眼目は「四谷橋結社」と同じ。</p>
<p>55 柴又御造酒講 柴又系</p>	<p>天保4年</p>	<p>平田延吉 (深川区大和町10番地) 世話人 宮崎喜之助 (深川区鶴歩町3番地)</p>	<p>盛況 すこぶる</p>	<p>現講元で4代目。帝釈天の講社のなかでも中核的存在のひとつ。「柴又四講」のひとつ。庚申の日、他講社は御水を講中に配布するが、本講はミリン酒を配布。講元が費用負担。当日は、前日より題経寺につめ、当日の奉納物を取りまとめて、寺に納める。御造酒を献するのは本講に限る。 もと「柴又塔婆木講」と称す。明治14年(15年?)1月、「池上長栄講」「深川二十三日講」と合併して「木場結社」と改称。柴又山付きで、庚申のとき参詣。千部会には、毎年、大塔婆を奉納する。柴又のほか、池上・片瀬・駒木・深川祖師堂などに参拝することを本分とす。</p>
<p>56 木場結社 柴又系</p>	<p>明治14、15年</p>	<p>（府会議員）大塚藤平 (北豊島郡高田村) 世話人 吉倉清太郎 兜木岩次郎 戸張丈太郎</p>	<p>明治期</p>	<p>維司ヶ谷の鬼子母神は、江戸期將軍諸侯の帰依多くすこぶる盛況であったが、維新後一時衰退。近江正瑞上人(鬼子母神堂 現法明寺 堂司)が、当時の高田農商銀行重役新倉徳三郎と府会議員大塚藤平の二氏と振興策を協議す。新倉氏は村会議員吉倉、兜木、戸張の三氏と協議し、大塚氏と尽力、奔走して</p>
<p>57 維司ヶ谷共親会 維司ヶ谷系</p>	<p>明治期</p>	<p>（府会議員）大塚藤平 (北豊島郡高田村) 世話人 吉倉清太郎 兜木岩次郎 戸張丈太郎</p>	<p>明治期</p>	<p>維司ヶ谷の鬼子母神は、江戸期將軍諸侯の帰依多くすこぶる盛況であったが、維新後一時衰退。近江正瑞上人(鬼子母神堂 現法明寺 堂司)が、当時の高田農商銀行重役新倉徳三郎と府会議員大塚藤平の二氏と振興策を協議す。新倉氏は村会議員吉倉、兜木、戸張の三氏と協議し、大塚氏と尽力、奔走して</p>

<p>58 雑司ヶ谷妙法結社 身延系</p>	<p>江戸開幕以来</p>	<p>（以上、村会議員） 入江多喜蔵 講元は設けず。 世話人 高橋勝五郎 （高田村字雑司ヶ谷） 安井銀太郎</p>	<p>約100名</p>	<p>10月12日、18日の会式には、諸講社より万燈を出すこととした。その結果、この一週間（12日、18日）に集まり来る万燈は、百数十余に達し、池上を凌駕せんほどになる。かくして、信徒統一上講社結成の必要を認めるに至った。</p>
<p>59 七五三結社 摩利支天系</p>	<p>文政年間以前</p>	<p>井上太左衛門 （下谷区東黒門町32番地） 代々、子孫が講元 （異例）</p>	<p>約160名 ますます 盛大</p>	<p>現講元5代前の太左衛門氏の創立、その後代々子孫が引きつぐ。他人に預けたることなきは異例というべし。年中奉納の天水桶、三宝などは摩利支天を飾る唯一の道具。一時「神田八講」などと肩を並べるほど盛大な講で、「神田八講か七五三、雨の降る夜も風の夜も万燈立ていさましく、云々とうたわれた事もあった。諸山出開帳には参加しても、あえて世話はしない。四・五・九の亥の日に摩利支天に詣で、池上の会式にも参加。</p>
<p>60 浅草開運講 松島の妙見 （法性寺）系</p>	<p>明治初年</p>	<p>鈴木清太郎 （浅草区北田原3番地）</p>	<p>約150名</p>	<p>松島の妙見山（法性寺）の専属。他山、他講社には一切関係しない。独立講。毎年冬至には全講員を会し、「星祭」を行い、その費用は一切講元が負担。他にみられない特色。</p>

64	中山派祈禱所 63	本教院流 一妙結社 62	61 東京精運講 (原木山住職命名)	明治11年	約50名	明治17年 加藤米吉 (本所区花町1番地) 約600名 無比の盛況 明治17年、高橋虎五郎(葛飾郡一の江村)の創立 原木山、日淳上人の命名。高橋氏は、金のあるに任 せ濫費際限なしの生活。26才の頃、翻然その非を悟 り、「罪障消滅」のため原木山日淳上人の祈禱をう け、大いに改悛の功をあらわす。以後3年間、病氣 や災害に苦しむ者に自ら費用を出して治療の便をは かり、かつ本山の祈禱をうけるよう勧めた。しかし、 わずかの田畑では費用を支えがたいので商売しなが ら法華信者を勧誘しようとして一大決心をして、一の江 の土地をすべて売り、本所にて薪炭業をはじめ、舎 弟直次郎氏も浅草にて同業をはじめた。業務は日を 追って盛大になり、講社もおどろくべき発展をなす。 虎五郎氏は明治32年、40才で死に、事業は直次郎氏 が継いでいる。 講元は本教院流の教師。衆生の依頼に応じて加持祈 禱を行う。法華弘通の一代基礎は結社にあると感じ 創立した。本講の本分は、国家安泰を祈禱し、法華 を弘通し、一切衆生を助けるにありとする。 泉沢氏(55才)は、幼少より孝女の鑑として世人が 嘆賞す。敬神の念深く、法華経を信仰し、「中山派 祈禱所」を起す。祈禱により人を救うことを本務 とする。その徳によって年老いて福利を得、困窮者 には施しをなすがゆえ信者常に門に絶えずという。 先代「下駄半」氏の發起で創立。武州新曾村妙見寺
64	掛川 幸次郎	竹本日妙師 (神田区松下町15番地)	約600名 無比の盛況	明治11年	約50名	

明治期における講社の実態（長谷部）

<p>新曾人形町子安講 新曾村妙見（顕 ？）寺</p>	<p>65 東京感応結社 谷中本寿寺系</p>	<p>約50年前</p>	<p>福島甲子次郎 （本郷区根津八重垣町20番地） 世話人 中村万太郎</p>	<p>約80名</p>	<p>50年程前、谷中川端の本寿寺の“感応日蓮大菩薩”を信仰のため、創立。中頃廃絶。福島氏の尽力で再興。本寿寺に属すといっても、池上への参詣を怠らず、諸山の開帳にも相当の応援をしている。中村氏も大いに尽力。</p>
<p>新曾人形町子安講</p>	<p>66 根津谷中巳元講 谷中妙法寺系 （通称、七裏大善 神）</p>	<p>甚だ古し 明治44年復興</p>	<p>（日本橋区長谷川町16番地）</p>	<p>に属す。目下、講員募集に尽力。</p>	
<p>（日本橋区長谷川町16番地）</p>	<p>深山房吉 （下谷区谷中上三崎南町60番地） 世話人 宮田三五郎</p>	<p>約100名</p>	<p>「七裏大善神」に属す。甚だ歴史が古い。一時解類したが、明治44年、深山氏復興。旧講員はほとんどいない。新講員を獲得。講名は大善神の神体と地元 の「元」をとって名づけた。</p>		